

行財政システム I

行財政システム

(I)

JICA LIBRARY



J 1158713 [6]



国際協力事業団

ポリヴィア事務所

2000年3月

BVO
J R

JICA
702
43
BVO
LIBRARY

行財政システム

(I)

国際協力事業団

ラパス事務所

2000年 3月



1158713 [6]

- 目 次 -

第1部： 国家機構

	ページ
I 一般事項	1
I-1 国民	1
I-1-1 国民の基本的な権利	1
I-1-2 国民の基本的な義務	2
I-2 市民権	2
I-3 公務員	3
II 立法権	3
II-1 立法権の権限	5
II-2 下院議会	6
II-2-1 下院議会の権限	7
II-3 上院議会	7
II-3-1 上院議会の権限	7
II-4 国会	8
II-5 立法手順	9
III 行政権	10
III-1 共和国大統領と副大統領	10
III-2 共和国大統領の権限と責務	11
III-3 大臣	12
III-4 地方行政制度	13
IV 司法権	14
IV-1 最高裁判所	15
IV-1-2 最高裁判所の権限と責務	15
IV-2 立憲審議法廷	15
IV-2-1 立憲司法裁判所の権限と責務	16
IV-3 司法審議委員会	16
IV-3-1 司法審議委員会の権限と責務	16

	ページ
V 社会擁護組織	17
V-1 共和国検察庁	17
V-2 国民擁護院	17
VI 経済財政制度	17
VII 国家資産	18
VIII 国家経済政策	18
IX 国の収入と予算	19
X 共和国会計検査院	20
XI 地方自治体制度	21

第2部： 行政機構

I 中央政府

I-1 中央政府の組織構造	23
I-1-1 共和国大統領	23
I-1-2 大臣	26
I-1-3 次官	29
I-1-4 局長	30
I-1-5 部署長：室長	31
I-1-6 内部監査官	32
I-1-7 国家業務局	32
I-1-8 専門業務室	33
I-1-9 行政令の等級	33
I-2 各省の組織と役割	37
I-2-1 外務・宗務省	37
I-2-2 大統領府	41
I-2-3 内務省	44
I-2-4 国防省	47
I-2-5 大蔵省	50

	ページ
I-2-6 法務・人権省	56
I-2-7 経済開発省	58
I-2-8 教育・文化・スポーツ省	63
I-2-9 保健・年金省	66
I-2-10 労働・小規模企業省	69
I-2-11 農牧業・農村開発省	72
I-2-12 持続開発・企画省	75
I-2-13 貿易・投資省	80
I-2-14 住居・生活基盤整備省	84
I-2-15 政府広報担当無任所大臣	86
I-2-16 大臣直属の組織	86
I-2-17 各省の総務局と法務局	87
I-3 国家業務局	89
I-3-1 政府行政組織局	90
I-3-2 移民局	91
I-3-3 国民防衛局	92
I-3-4 国税局	93
I-3-5 関税局	93
I-3-6 国家資産局	94
I-3-7 人事監理局	95
I-3-8 商業登録局	96
I-3-9 知的所有権局	97
I-3-10 鉱山技術局	99
I-3-11 農村電信局	99
I-3-12 保護地域局	100
I-4 中央政府の分権機関や公営企業	101
I-4-1 共和国大統領	101
I-4-2 大統領府	102
I-4-3 国防省	102
I-4-4 大蔵省	102

	ページ
I-4-5 経済開発省	103
I-4-6 教育・文化・スポーツ省	103
I-4-7 保健・年金省	103
I-4-8 労働・小規模企業省	104
I-4-9 農牧業・農村開発省	104
I-4-10 持続開発・企画省	104
I-4-11 貿易・投資省	105
I-4-12 住居・生活基盤整備省	105
I-5 管理・監督システム	105
I-5-1 国家企画システム	107
I-5-2 国家公共投資システム	108
I-5-2-1 投資情報システム	108
I-5-3 業務の計画や組織を管理するシステム	108
I-5-3-1 業務計画システム	108
I-5-3-2 行政組織システム	109
I-5-3-3 予算システム	110
I-5-4 計画された業務の実施を管理するシステム	111
I-5-4-1 人事管理システム	111
I-5-4-2 資産・サービス管理システム	112
I-5-4-3 国庫システム	113
I-5-4-4 公共債務システム	114
I-5-4-5 政府統一経理システム	115
I-5-5 政府監督システム	116
I-6 中央政府の調整機構	117
II 県庁	
II-1 県庁の組織構造	121
II-1-1 県知事	122
II-1-2 調整レベル（県庁技術委員会）	125

	ページ
Ⅱ-1-3 監督レベル（内部監査室）	125
Ⅱ-1-4 顧問レベル	125
Ⅱ-1-5 補佐レベル	126
Ⅱ-1-6 実務・執行レベル	126
Ⅱ-1-6-1 総括調整局	127
Ⅱ-1-6-2 自然資源・環境局	128
Ⅱ-1-6-3 生産開発局	128
Ⅱ-1-6-4 基盤構造物開発局	129
Ⅱ-1-6-5 社会開発局	129
Ⅱ-1-6-6 総務・財務局	130
Ⅱ-1-6-7 法務局	130
Ⅱ-1-6-8 統一手続窓口	131
Ⅱ-1-6-9 各行政局管下の各室	131
Ⅱ-1-7 郡長と行政代理官	131
Ⅱ-1-8 県庁の組織略図	133
Ⅱ-2 県庁の財政	133
Ⅱ-2-1 資金源	133
Ⅱ-2-2 投資	135
Ⅱ-2-3 運営資金	136
Ⅱ-3 分離機関	136
Ⅱ-3-1 県技術業務局	136
Ⅱ-3-1-1 保健業務局	137
Ⅱ-3-1-2 教育業務局	143
Ⅱ-3-1-3 道路業務局	147
Ⅱ-3-1-4 社会管理業務局	150
Ⅱ-3-1-5 農業畜産業務局	153
Ⅱ-3-1-6 地方自治体・共同体強化業務局	156
Ⅱ-3-2 技術業務調整委員会	160
Ⅱ-3-3 県庁に移管されているその他の施設	161

	ページ
II-4 県議会	162
II-4-1 県議員	162
II-4-1-1 県議員の選出	162
II-4-1-2 県議員の責務	163
II-4-2 県議会の権限	163
II-4-3 県議会に於ける県知事と総括調整局長	164
II-4-4 議会の経費と議員歳費	166
II-5 郡大衆参加評議会	166
II-6 管理・監督システム	167
II-7 中央政府や地方自治体政府との関係	167
II-7-1 中央政府との関係	167
II-7-2 地方自治体政府との関係	168
添付資料：各県の郡と県議員数	170

III 地方自治体

III-1 地方自治体政府	177
III-1-1 自治体政府の性格	177
III-1-2 自治体政府の管轄領域と権限	178
III-1-3 自治体政府の組織	180
III-1-3-1 市長と行政代行官	180
III-1-3-2 実務局長：助役	182
III-1-3-3 自治体政府職員	183
III-1-3-4 自治体政府の運営構造	183
III-1-4 市議会	184
III-1-4-1 市議会議員	185
III-1-4-2 議長、副議長と書記長	187
III-1-5 自治体政府の企画と調整	188
III-1-6 資産と経済・行財政制度	189
III-1-6-1 資産	189
III-1-6-2 自治体政府の契約と租借	191
III-1-6-3 市営公社	192

	ページ
Ⅲ-1-6-4 市街地の用益と収用	192
Ⅲ-1-6-5 財政システム	194
Ⅲ-1-7 自治体政府と市民の関係	198
Ⅲ-1-8 自治体政府の創立、併合や廃設	198
Ⅲ-2 大衆参加法と地方自治体	199
Ⅲ-2-1 地域基礎組織	200
Ⅲ-2-1-1 地域基礎組織の法人化	201
Ⅲ-2-1-2 地域基礎組織の権利と義務	203
Ⅲ-2-1-3 監視委員会	204
Ⅲ-2-1-4 監視委員	205
Ⅲ-2-1-5 社会管理基金	206
Ⅲ-2-2 自治体政府	208
Ⅲ-2-2-1 物理構造物の移管	208
Ⅲ-2-2-2 自治体政府の権限の拡大	211
Ⅲ-2-2-3 地方自治体行政区	212
Ⅲ-2-2-4 行政管区	214
Ⅲ-2-2-5 土地利用計画	214
Ⅲ-2-2-6 市街地	214
Ⅲ-2-2-7 青少年擁護局	215
Ⅲ-2-3 保健・教育部門に関する業務	217
Ⅲ-2-3-1 保健サービス業務	217
Ⅲ-2-3-2 教育サービス業務	218
Ⅲ-2-3-3 スポーツ活動	221
Ⅲ-2-4 市民社会の組織	222
Ⅲ-2-5 大衆参加資金	223
Ⅲ-2-5-1 国家収入金の分類	223
Ⅲ-2-5-2 税収の共同参加配分金	224
Ⅲ-2-5-3 共同参加配分金の凍結	226
Ⅲ-2-5-4 その他の資金	227
Ⅲ-2-5-5 地方自治体税	227
Ⅲ-2-5-6 自治体政府の予算と公共投資	228

	ページ
Ⅲ-2-6 公共部門と大衆参加	229
Ⅲ-2-6-1 行政権（中央政府／県庁）	229
Ⅲ-2-6-2 基金などの実務機関	230
Ⅲ-2-6-3 県庁／各基金と自治体政府	231
添付資料：県別地方自治体リストと人口	232

第3部： 管理システム

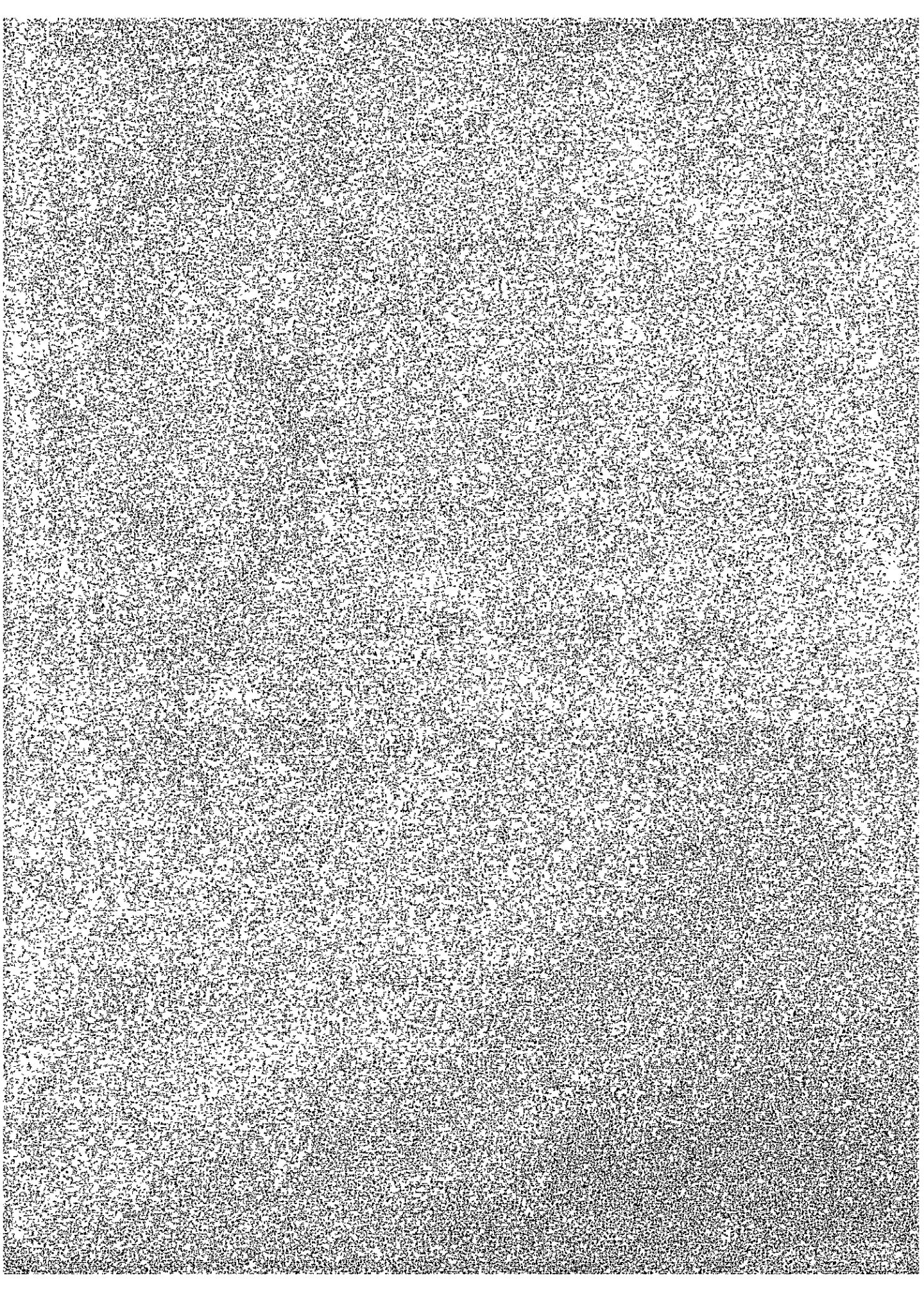
I 管理監督システム	243
I-1 管理監督システム	244
I-2 政府監督システム	247
I-3 管理監督システムと企画／公共投資システムの関係	248
I-4 各機関の役割や権限	249
I-5 公職者の責任と監査	252
I-6 共和国会計検査院	255
I-7 国家強制司法	257
II 国家企画システム	257
II-1 システムの原則	258
II-2 システムの目的と範囲	259
II-3 システムの各レベルと組織	260
II-4 システムの政治的部署	260
II-5 システムの規範的部署	261
II-6 システムの実務的部署	263
II-7 システムの基本的なプロセス	266
II-8 調整プロセス	270
II-9 常時のフォローアップと適合	270
II-10 諸計画の連携	271
II-11 他のシステムとの関連	272
III 国家公共投資システム	273
III-1 システムの目的	274

	ページ
Ⅲ-2 システムの各レベル	274
Ⅲ-3 他のシステムとの関連	275
Ⅲ-4 システムの不履行	275
Ⅲ-5 公共投資に関する概念的な定義	275
Ⅲ-6 各組織と夫々の役割	278
Ⅲ-7 投資情報システム	282
Ⅲ-8 公共投資システムを整備するための技術協力や指導	284
IV 人事管理システム	285
IV-1 システムの各レベルと役割	286
IV-2 他のシステムとの関連	287
IV-3 臨時職員に関する規定	288
IV-4 陳情手段	288
IV-5 職場ポスト計画サブシステム	289
IV-5-1 ポスト分析と描写	290
IV-5-2 ポスト評価	290
IV-5-3 ポスト分類	290
IV-5-4 人件費項目の指定	291
IV-6 人員配置サブシステム	292
IV-6-1 正規職員と臨時職員	292
IV-6-2 空席	293
IV-6-3 空席の補充プロセス	293
IV-6-4 人選	294
IV-6-5 任命	296
IV-6-6 誘導	296
IV-6-7 確認評価	296
IV-7 職務遂行評価サブシステム	297
IV-7-1 評価計画	297
IV-7-2 評価実施	298
IV-8 訓練サブシステム	298
IV-8-1 研修留学や見習いの制度	299

	ページ
IV 9 報酬サブシステム	300
IV-9-1 報酬	301
IV-9-2 社会給付金	302
IV-9-3 報奨金	302
IV-10 人事移動サブシステム	303
IV-10-1 昇格	303
IV-10-2 内部移動	303
IV-10-3 機関間交換移動	304
IV-10-4 転属	304
IV-10-5 退職	304
IV-11 公務員登録サブシステム	305
IV-11-1 情報の組織化	305
V 予算システム	306
V-1 予算システムの組織	308
V-2 予算システムの概念的な定義	309
V-3 予算策定サブシステム	312
V-4 予算実施調整サブシステム	313
V-5 予算追跡・評価サブシステム	313
VI 資産・サービス管理システム	314
VI-1 資産・サービス契約サブシステム	316
VI-1-1 購入・備上契約に於ける責任	318
VI-1-2 購入・備上契約の計画	320
VI-1-3 入札仕様書	321
VI-1-4 入札募集	325
VI-1-5 見積りの提出と受理	327
VI-1-6 開札	331
VI-1-7 評価と資格審査	331
VI-1-8 落札	335
VI-1-9 異議申し立て	335
VI-1-10 契約	336

	ページ
VI-1-11 契約の履行	343
VI-1-12 特例契約	345
VI-1-13 技術指導専門会社	346
VI-2 資産・サービス運用サブシステム	347
VI-2-1 倉庫管理	349
VI-2-2 固定動産の管理	354
VI-2-3 固定不動産の管理	357
VI-2-4 サービス業務の管理	359
VI-3 資産処分サブシステム	360

国家機構



第1部：国家機構

I 一般事項

自由、独立、主権、多民族と多文化の国ボリヴィアは統一共和国であり、国の統治に於いては全国民の団結と連帯に基づいた代表民主制をとっている。主権は国民にあるが、この権利は譲渡不可能であり、時効による喪失も不可能である。国民による主権の行使は Poder Legislativo (立法権)、Poder Ejecutivo (行政権)、及び Poder Judicial (司法権) の公共3権に委任されている。立法、行政、司法の3権の分立と調整が統治を行う基盤をなしている。3権の機能や権限を一つの組織に集中することはできない。

国民は、国を直接には統治しないし、統治に関する審議も行わない。統治とそれに関する審議は、諸法に従って任命された国民の代表者や当局者によって行われる。国の主権を脅かす全ての武装行為や集会は、反乱や暴動の罪を犯すことになる。

I-1 国民

国を構成する全ての国民は法律に定める人格と法的能力を備えており、人種、性別、言語、宗教、政治思想、出身、社会経済的な地位やその他で差別されることなく、憲法が認める権利、自由、保障を享受する。個人の尊厳と自由は不可侵であり、これを尊重し庇護することは、国の基本的な義務である。

隷属関係は全く認められていない。個人的に全面的な合意もなく且つ正当な報酬を受けないで労働を提供する義務は、国民の誰にもない。個人的な奉仕は、法律でその旨が強制されたときのみ行われる。

I-1-1 国民の基本的な権利

国民は、下記の基本的な権利を有するが、権利の行使は、それを規定する諸法に従わなければならない。

- ① 生命、健康、安全を保つ。
- ② 何らかの報道手段を通じて考えや意見を自由に述べる。
- ③ 合法的な目的で集合する、合法的な団体に加入する。

- ④ 共同の福利を損なわない条件の下で労働を行い、商業、工業及びその他の合法的な活動に従事する。
- ⑤ 教育を受け、文化を習得する。
- ⑥ 国の監視の下で教育を行う。
- ⑦ 入国する、国内に滞在し通行する及び出国する。
- ⑧ 個人又は集団で陳情を行う。
- ⑨ 社会的な役割を果たす限りに於いて、個人的又は集团的に私有地を所有する。
- ⑩ 人間として相応しい存在を個人とその家族に保証する労働に対して、正当な報酬を受ける。
- ⑪ 憲法や法律に定める形で Seguridad Social（社会保障）を受ける。

I-1-2 国民の基本的な義務

国民は上述した基本的な権利に対して、下記の基本的な義務を果たさなければならない。

- a) 共和国の憲法と諸法を遵守し履行する。
- b) 個人の能力や可能性に応じて、社会に効果的な活動分野で労働を行う。
- c) 少なくとも初等教育を受ける。
- d) 個人の能力に応じて公共サービスの維持費を分担する。
- e) 自己の未成年の子供を守り、養育し教育すると共に、両親が病気、不幸（貧困）又は非保護の状態に陥っている時は、両親を保護し扶助する。
- f) 国がその開発、防衛、保全に国民の奉仕を必要とする時は、国民奉仕又は兵役に服する。
- g) 国家機関や社会共同体が行う社会サービスや社会保障に協力する。
- h) 共同体の財産や利益を守り、これを保護する。

I-2 市民権

18歳以上の国民は、性別、学歴、職業、収入に関係なく下記の市民権を有する。

- ① 公共権力を編成する又は行使するために、選挙民又は候補者として参加する権利。
- ② 法律に定めるところの例外を除き、資格能力のみをもって公共の職務に就く権利。

但し、戦時中に軍事蜂起する又は敵軍に仕える、公共の財産や資金を詐取する又は

偽りの破産を宣告し裁判で体罰の判決を受ける、又は、国際機関、宗教団体、大学、文化団体の職務や任務に就く場合を例外として、上院議会の許可なくして外国政府の公務を引き受けるなどの規制に背いた場合は、市民権を停止される。

I-3 公務員

Funcionarios Publicos（公務員）や Empleados Publicos（公共使用人）は、共同体に独占的に被益する奉仕人であり、政党や党派の何らかの利益のために奉仕する者ではない。この基本原則に基づいた公務員規約が特別法で制定されるが、この法規には、政府の職員や使用人の権利や義務を定めると共に、公務員の職歴や実績、公職の尊重と能率を保証する規定も含むものとしている。

全ての公務員、民間人、軍人や聖職者は、公職に就く前に所有する財産や所得について、特定の申告を明確に行う義務があり、この申告は法律に定める方法で検証される。

上述した如く、国の主権は国民にあるが、国民は国を直接には統治せず、立法権、行政権、司法権に委任している。憲法に述べる3権の仕組みや役割などを知ることとはボリヴィアの国家機構や行政システムなどを知る上で参考になると思われるので、以下に立法権、行政権、司法権などの概要を順を追って述べることにする。

II 立法権

立法権は、Camara de Diputados（下院議会）と Camara de Senadores（上院議会）で構成された Congreso Nacional（国会）にある。下院議会は各県の人口に比例して選出された計130人の Diputados（下院議員）で構成されており、上院議会は各県から夫々3人選出された計27人の Senadores（上院議員）で構成されている。県別議員数は次頁の表を参照乞う。

国会は、特に議員の召集を行わなくとも、毎年8月6日には共和国の首都であるスクレ市に定例的に集まり、総会を開くことになっているが、共和国の首都では総会を開かない旨が適切であると判断された場合は、他の指定場所に召集して、総会を開くことができる。定例議会の開催日数は両院ともに実質的には年間90日であるが、国会の判断により、又は行政権からの要請にもとづいて120日まで延長するこ

表： 県別議員数

県	下院議員(地区代表)(比例代表)		合計	上院議員
ラパス	16	15	31	3
サンタクルス	11	11	22	3
コチャバンバ	9	9	18	3
ポトシー	8	7	15	3
チュキサーカ	6	5	11	3
オルーロ	5	5	10	3
タリーハ	5	4	9	3
ベニ	5	4	9	3
バンド	3	2	5	3

ことができる。この他に、国会は両院議会の絶対多数による合意や行政権からの要請に基づいて議会を召集し、Congreso Extraordinario（臨時国会）を開くが、臨時国会では召集目的の議案のみを審議し可決する。両院ともに、議会は同じ時期に同じ場所で夫々の議員の絶対多数の出席をもって開催され、別々の時期と場所でこれを開会する又は閉会してはならない。

下院議員と上院議員は、Presidente de la Republica（共和国大統領）又は Vice-presidente de la Republica（共和国副大統領）に選出される、又は Ministros de Estado（大臣）、Agentes Dilomaticos（外交官）や Prefectos de Departamento（県知事）に任命されることができ、これらの任務に就いている間は、議員の職務を解かれる。これ以外には、行政権や司法権の管下ある任務に就くことはできない。

下院議員と上院議員が任務を行使する上で行う発言は常に不可侵であり、発言によって人権や議員の特権を侵害されることはない。即ち、両院の議員は、夫々所属する議会の3分の2の投票をもって解任されない限り、当選の日から任期を終えるまでは法的に告訴、追跡、逮捕されることはない。民法的な係争が生じた場合も議会開催の60日前、開催中、閉会后自宅への帰途に要する期間中に起訴される又は身柄を拘束されてはならない。

共和国副大統領は、Presidente Nato del Congreso（国会議長）であると同時に Presidente Nato del Senado（上院議長）であり、その資格により、上院議員や下院議員と同じ特権を有している。

II-1 立法権の権限

憲法に定める立法権の権限は、下記の通りである。

- ① 法律を解釈、発令、撤廃、改正又は修正する。
- ② 行政権の発意に基づいて、(1) 全ての類いや性格の租税を課す、(2) 既存の租税を廃止する、(3) 租税がどのレベル（国家、県、大学）に該当するかを定める、及び(4) 国庫支出予算を発令する。然し乍ら、立法権は1人以上の国会議員から要請があれば、これに関する計画案の提出を行政権に求めることができる。要請する計画案を行政権が20日以内に提出してこない場合は、要請を発議した国会議員や他の国会議員は、独自の計画案を国会の審議と承認に処すべく、それを国会に提出することができる。租税は、法律がその有効期限を限定する場合を除き、無期限である。
- ③ 行政権から予め提出された予算計画案に基づき、各財政年度に於ける公共管理部門の支出予算を定める。
- ④ 行政権から提出される開発計画を検討する。
- ⑤ 国家一般収入を拘束する公債の契約導入や国家資源の開発に関する契約を承認又は許可する。
- ⑥ 社会的必要性の増加や公共事業を実施するための助成金や利息の支払いに関する保証を与える。
- ⑦ 国家、県、地方自治体、大学及びその他全ての公共部門が管理している資産の譲渡を許可する。
- ⑧ 行政権に不動産の取得を許可する。
- ⑨ 大学に公債の契約導入を許可する。
- ⑩ 通貨システムと度量衡システムを定める。
- ⑪ 各国会年度の第一回会議に行政権から提出される前年度の支出・投資勘定の実績を承認する。
- ⑫ 国際的な条約、協約や協定を承認し批准する。
- ⑬ 行政権が担当している国際的な未解決案件や公約に関して、外交的に影響する。
- ⑭ 平和時に維持しなければならない軍事力を各国会年度に承認する。
- ⑮ 外国の軍隊が領土内を通過する際の許可を与え、その逗留期間を定める。
- ⑯ 自国の軍隊の出国を許可し、その不在期間を定める。
- ⑰ 行政権の発意に基づいて公共奉仕職を設定又は廃止し、その権限と報酬を定める。立法権は、行政権から提案された業務、奉仕職や報酬を承認、却下又は

節減することはできるが、増やすことはできない。但し、国会に該当する業務、奉仕職や報酬は例外であり、それは国会の権限である。

- ⑱ Departamentos（県）、Provincias（郡）、Secciones de Provincia（小郡）、Cantones（郡行政区）を新たに制定して、その境界を定め、Puertos Mayores（大港湾区）を設定すると共に Aduanas（税関）を設ける。
- ⑲ Corte Suprema de Justicia（最高裁判所）からの事前の報告に基づき、政治犯の特赦を発令し恩赦を与える。
- ⑳ 国会の3分の2の投票をもって、Ministros de Corte Suprema de Justicia（最高裁判官）、Magistrados de Tribunal Constitucional（立憲審議法廷裁判官）、Consejeros de Judicatura（司法審議委員）、Fiscal General de la Republica（共和国検察庁長官）と Defensor del Pueblo（国民擁護官）を任命する。
- ㉑ Cortes Electorales（選挙委員会）に於ける立法権の代表者を任命する。
- ㉒ 両院の委員会を通じて、自主機関、自立機関、準自立機関や半官半民会社に対する監督権を行使する。

II-2 下院議会

下院議会は130人の議員で構成されている。各県の下院議員の半数は Circunscripciones Uninominales（地区代表制）で選出され、残りは大統領、副大統領及び上院議員の候補者リストの下に指名されている下院議員候補者リストの中から Circunscripciones Plurinominales Departamentales（県別比例代表制）で選出される。候補者は政党が指名した者に限られる。議員の選出は総選挙に於ける国民直接の秘密投票で行われる。地区代表制の議員は単純多数の得票で選ばれ、比例代表制の議員は法律に定める方法で比例代表選挙区から選ばれる。

各政党の当選議員数は政党の得票率を反映していなければならない。各県の議員数は最後に行われた国勢調査結果の人口に従って法律で定められるが、その法律は、平等性を保つために、人口が少なく経済開発も遅れている県には、最低議席数を保証する。県別の議席が奇数の場合は、地区代表制の議席を優先する。下院議員の任期は5年であり、議会は5年ごとの総選挙で入れ替わるが、再立候補や再当選は、当然認められている。

下院議員に選出されるには、下記の資格条件を満たさなければならない。

- a. ポリヴィアで出生したポリヴィア国籍の者であり、兵役を済ませている。
- b. 選挙日に満25歳に達している。
- c. 選挙民登録簿に登録されている。
- d. 政党から立候補している、又は認可された法人格を持つ国の活動的な市民団体に所属し、政党と連立や連携を組んだ上で立候補している。
- e. 体罰懲役の判決を受けたことがない、又は上院議会から恩赦の特典を享受している。公金横領に対する処罰の決裁や公職勤務評定に基づく処罰を受けていない、及び法律に定める不資格や非両立の事例に陥っていない。

II-2-1 下院議会の権限

下院議会の権限は、下記の通りである。

- ① 前述した立法権の権限③④⑤⑬（計くは5~6ページの欄外を参照）の行使に関する発議。
- ② 行政権から提起される Estado de Sitio（戒厳令）について、その責任を検討し両院の承認を得る、又は行政権の責任を追及する。
- ③ 最高裁判官、立憲審議法廷裁判官、司法審議委員や共和国検察庁長官が、その職務を遂行する上で犯した犯罪を上院議会に告発する。
- ④ 国が介入している経済機関や社会機関の総裁や最高責任者を任命するために、その候補者リストを共和国大統領に提出する。
- ⑤ 憲法や法律に定めるその他の権限を行使する。

II-3 上院議会

上院議会は、総選挙で各県から夫々3人選出された計27人の議員で構成されている。2人は総選挙で単純多数の投票を得た政党の候補者であり、残りの1人は2位の投票を得た政党の候補者である。上院議員の任期は下院議員と同じく5年であり、議会は5年ごとの総選挙で入れ替わるが、下院議会と同じように再立候補や再当選は認められている。上院議員に選出されるには、下院議員と同じ資格条件を満たす他に、満35歳に達していなければならない。

II-3-1 上院議会の権限

上院議会の権限は、下記の通りである。

- ① 下院議会が憲法や法律に基づいて行う最高裁判官、立憲審議法廷裁判官、司法

審議委員や共和国検察庁長官に関する告発について知る。上院議会は、被害者からの訴えや国民からの告発に従う下院議会からの告訴に基づき、最高裁判官、立憲審議法廷裁判官、司法審議委員や共和国検察庁長官を一審で裁き、その責任と処罰を課す。この事由を成す場合は、出席議員の3分の2の可決票を必要とする。裁判の手続きや手順は特別法規で定められる。

- ② ボリヴィア人の資格や市民権を失した者に、資格や市民権を再度与える。
- ③ ボリヴィア人の外国政府に於ける雇用、資格の取得や報酬を受ける行為を許可する。
- ④ *Gobiernos Municipales*（地方自治体政府）が公定料金や許可料金に関して発布する *Ordenanzas Municipales*（市役所令）を承認する。
- ⑤ 国に対する著しい貢献で公けな栄誉の礼（勲章の授与など）に値する者に、それを与えるべく、法令を発布する。
- ⑥ *Contralor General de la Republica*（共和国会計検査院長官）と *Superintendente de Bancos*（銀行監督官）の候補者リストを共和国大統領に提出する。
- ⑦ 3分の2の可決票をもって金銭的な褒賞を与える。
- ⑧ 行政権が提議する陸・海・空軍の大將、中將、少將、国家警察軍少將の昇格を秘密投票で承認する又は却下する。
- ⑨ 共和国大統領が提議する全権大使や特命大使の任命を承認する又は却下する。

II-4 国会

国会（上下院の総会）は、下記の目的で開催される。

- ① 国会の開会と閉会。
- ② 大統領・副大統領選挙の結果報告書に於ける得票計算書を確認し、絶対多数の得票がない場合は、憲法に従って投票し、これを任命する。
- ③ 大統領と副大統領の就任宣誓を受ける。
- ④ 大統領と副大統領の辞任を認める又は却下する。
- ⑤ 憲法第59条11項及び13項に述べる権限（即ち、11項：各国会年度の第一回会議に行政権から提出される前年度の支出・投資勘定の実績を承認する、13項：行政権が担当している国際的な未解決事項や公約に関して外交的に影響する）を行使する。
- ⑥ 行政権が拒否した法律を再審議する。
- ⑦ 行政権が要請する宣戦布告の承認を討議し解決する。
- ⑧ 国の軍隊の実員数を決定する。

- ⑨ (下院又は上院) 議会で発議され承認された法案が、審議や校訂を行う議会(下院又は上院)で承認されなかった場合は、その法案を審議する。
- ⑩ 憲法に定める権限、即ち公共秩序、戒厳令、戒厳令下に於ける人権や財産の保証などに関する権限を行使する。
- ⑪ 共和国大統領、副大統領、大臣や県知事の違法行為に対する裁判を憲法の定めに従って最高裁判所に認可する。
- ⑫ 最高裁判官、立憲審議法廷裁判官、司法審議委員、共和国検察庁長官や国民擁護院長官を憲法の定めに従って任命する。

II-5 立法手順

憲法第59条2, 3, 4, 5, 14節に述べる権限(II-1-2:立法の権限 ②③④⑤⑫)の場合を除き、法案は1人以上の下院議員又は上院議員の発意、或いは共和国副大統領の発意、又は行政権の Mensaje (教書)に従って発議される。行政権からの教書にもとづいて発議する場合、その法案は担当省の大臣と質疑応答される。最高裁は、立法権宛ての教書をもって司法関係の法案や法律の改正を発議するよう提起できる。

発議した議会(下院又は上院)で可決された法案は、審議や校訂を行う議会(下院又は上院)に通達される。その法案を審議や校訂を行う議会が可決したならば、国会はそれを発令し、法律として発布するために、行政権に通達する。発議した議会で否決された法案は、次の国会年度まで保留され、下院議会も上院議会も同年度に再度発議することはできない。審議や校訂を行う議会が法案を修正する又は訂正するにとどまり、発議した議会がその修正や訂正を絶対多数で認めた場合、その法案は可決されたものと見なされるが、絶対多数で否認する又は再修正や再変更を行った場合、両院の議員は、その法案を国会で再審議するために、下院議長又は上院議長の召集に応じて、20日以内に国会(総会)を開く。

発議した議会から届けられた法案について、審議や校訂を行う議会が10日以内に決議しない場合、発議した議会は、それについて決議するよう督促し、更に10日の余裕を与えるが、それでも決議しない場合は、国会で討議の上決議される。

共和国大統領は、立法権が可決した全ての法律に対して、通達を受けた日から10日以内に反論することができる。10日以内に反論されなかった法律は発令される。

10日以内の反論期限内に国会が閉会された場合は、次の国会開催で再審議されるように、共和国大統領は反論教書を公表する。受領した日から10日以内に共和国大統領が拒否もしなく且つ発布もしない法律は、国会議長によって発布される。立法権と上下院夫々の内部的な決議事項は、行政権からの発布を要しない。法律の発効日が、その法律に明確に記載されていない場合は、発布の日から効力を発し、履行を義務付けられる。

Ⅲ 行政権

行政権の最高権威は共和国大統領であり、各分野の大臣と共に行政事業を行う。

Ⅲ-1 共和国大統領と副大統領

共和国大統領と副大統領は総選挙で直接選出されるが、総選挙の有効票で、どの大統領候補や副大統領候補も絶対多数の投票を得なかった場合は、比較多数の有効票を得た1位と2位の候補者の中から、国会議員が指名投票を行い、その投票で絶対多数を得た候補が選出される。国会の指名投票は議員がリスト順に口頭で行う。

1回目の指名投票が引き分けの場合は、引き続き同じ方法で2回目の投票を行い、それでも引き分けの場合は、総選挙で比較多数1位の有効票を得た候補者が大統領と副大統領に夫々選出される。国会の指名投票と得票計算は、公開の総会で可決に至るまで時間制限なしで行われる。大統領と副大統領の任命宣言は法令をもって行われる。大統領と副大統領は就任するに当たり、国会で共和国と憲法に忠誠をに誓う。

大統領の任期は5年であり、延長はできない。大統領は、任期終了後少なくとも立憲期間（任期）1期が過ぎたならば、一度のみ再選が可能である。副大統領の任期も5年であり、延長はできない。副大統領は、任期終了後の1期は共和国大統領又は副大統領に選出されることはできない。

就任後の大統領に障害が発生する又は国を一時不在にする場合は、副大統領が大統領職を代行し、副大統領が代行できない場合は、順を追って上院議長、下院議長、最高裁判所長が、夫々代行する。選出された大統領が就任する前又は就任した後に、大統領席が空席になる場合は、副大統領が大統領に就任し、立憲期間を終了す

るまで、その職権を行使する。大統領は、国会の承認なくして国を不在にしてはならない。

副大統領席が空席になる場合は、厳格に順を追って上院議長、下院議長、最高裁判所長が副大統領に就任する。大統領の任期が3年を経過する前に最高裁判所長が大統領又は副大統領に就任する場合は、残りの期間を全うするために、改めて大統領又は副大統領の選挙を行う。

副大統領は、行政権（大統領職）に就かない間は、上院議会の議長職の任務を果たすが、これは、副大統領が不在の時に上院議会の議長職を務める上院独自の議長の選出を妨げるものではない。

Ⅲ-2 共和国大統領の権限と責務

共和国大統領の権限や責務は、以下の通りである。

- ① 憲法に定める規制事項を遵守し、法律の定めを歪曲したり、規定に反する事なく、且つ独断で独占的権力を定めることなく、適格な政令や指令の発布をもって法律を施行し、履行させる。
- ② 外国との条約や協定を交渉して成立させ、予め国会の承認を得て、その条約書や協定書を交換する。
- ③ 外交を指揮し、外交官や領事を任命すると共に、外国政府公官の受入れを行う。
- ④ 特別メッセージ（教書）をもって法律や法典の作成に参画する。
- ⑤ 臨時国会を召集する。
- ⑥ 国家収入を法律に適合させ、且つ予算に厳格に従い、各担当省庁を通じて管理すると共に、投資を発令する。
- ⑦ 30回目の国会定例会議が開かれる前に、次の予算年度に於ける国家予算と各県の予算、現行の予算年度に必要と見られる修正予算案を夫々立法権に提出する。予算に従った公共支出勘定は、毎年提出しなければならない。
- ⑧ 経常予算計画を上回る開発プランの実施期間や内容を立法権に提示する。
- ⑨ 特に、地方自治体の収入や租税に関する地方自治体令（市役所令）を監視し、違反した地方自治体が中央行政権の指示に従わない場合は、憲法や法律に違反したその地方自治体の行為を上院議会に告発する。
- ⑩ 行政業務の経過や状況に関する各省の報告書を添付した大統領メッセージを、各年の第1回国会定例会議に提出する。

- ⑪ 下院議会や上院議会から要求される報告を、各担当大臣を通じて提出する。大統領が公表出来ないと判断する外交案件は、報告を保留することができる。
- ⑫ 裁判の判決を履行させる。
- ⑬ 立法権が与える特赦を妨げることなく、政治犯の特赦を発令する。
- ⑭ 共和国会計検査院長官と銀行監督官を上院議会が提示する候補者リストの中から任命すると共に、国が介入している経済的又は社会的な機能を果たす機関の総裁や最高責任者を、下院議会が提出する候補者リストの中から任命する。
- ⑮ 法律が他の国家権力（立法権や司法権）には権限の行使を指定していない行政権の公務員や使用人を任命し、その職務資格を書類で交付する。
- ⑯ 他の国家権力が休業中（立法権の国会閉会中と司法権の司法休暇）に、それらの国家権力に務める公務員や使用人が辞職又は死亡した場合は、代替りの公務員や使用人を臨時に任命する。
- ⑰ 国会の開会と閉会に出席する。
- ⑱ 国内の秩序と対外安全を憲法に従って維持し保守する。
- ⑲ 総軍司令官、陸・海・空軍の司令官、及び国家警察軍の司令官を任命する。
- ⑳ 陸・海・空軍の大將、中將、少將及び国家警察軍の少將のいずれかが欠員になった場合は、軍務奉仕歴や昇格順位に関する報告を添えて、昇格候補者リストを上院議会に提出する。
- ㉑ 国際的な戦争状態にある間は、戦場に於ける司令階級を定め司令官を任命する。
- ㉒ Puertos Menores（小港湾区）を設営し、これを整備する。
- ㉓ 行政権から選挙委員会への代表者を任命する。
- ㉔ Servicio Nacional de Reforma Agraria（国家農地改革院）の最高当局者としての権限を行使する。入植法と農地改革法に定める農地再分配の効力に従って地権を与える。
- ㉕ 憲法に定める立憲審議法廷の権限に従い、憲法第 120 条 1, 3, 8 節（立憲審議法廷の責務 ①③⑧を参照）について、立憲審議法廷に抽象的且つ補正的な再審請求や控訴を行うと共に、諮問を仰ぐ又は異議を申し立てる。
- ㉖ 大統領は Capitan General de las Fuerzas Armadas（総軍最高司令官）であり、その権限を行使する。
- ㉗ 各県の知事を任命し、国家政策を反映させた県政の施行を委託する。

Ⅲ-3 大臣

公共の行政事業は Ministros de Estado（大臣）が取り扱う。大臣の人数と夫々

の権限や責務は、法律で定められるが、その任命と解任は大統領令をもって行われる。大臣は、大統領に服従して、夫々の担当分野の行政を行う責任者であり、閣僚会議で合意された行動の連帯責任者でもある。更に、全ての政令や夫々の所轄分野に関する大統領令に署名しなければならず、この条件に欠けた政令や大統領令は無効であり、履行の義務はなくなる。

大臣は、下院議会や上院議会の討議や審議に出席できるが、議員が決議投票を行う前に退席しなければならない。更に、各年度の国会定例会議が開催され次第、憲法に定める責務に従って、所轄省の行政状態に関する報告書を国会に提出しなければならない。大蔵大臣から国会に提出される投資関係の勘定書には、夫々の投資分野に関係している各省の承認が添付されていなければならない。国家予算の作成には、全閣僚が参画する。

Ⅷ-4 地方行政制度

国の領土は、行政的には Departamentos (県)、Provincias (郡)、Secciones de Provincias (小郡) 及び Cantones (郡行政区) に区分されている。県の行政権は大統領が任命する Prefecto (県知事) が管轄している。県知事は、法律に定める権限の他に軍隊の Comandante Departamental (県地方司令官) の任務を果たし、各郡の Subprefectos (副知事) や郡行政区の Corregidores (行政代理人) を任命して管下におくと共に、他の権力には任命権がない県行政当局者を任命し、その管下におく。

各県に於ける中央行政権の代表者である県知事は、県の政治や行政の最高責任者であり、各郡の副知事や各郡行政区の行政代理人をその管下におくが、これら当局者の権限、資格、選出方法や任務期間は法律で定められている。県の行政権は、行政地方分権化の制度に従って行使される。更に、県には県知事が主宰する Consejo Departamental (県審議会) が存在するが、その構成と権限は法律で定められている。

下院議員と上院議員は、県知事に任命されることができ、県知事の任務を果たしている間は、議員の任務を解かれる。

IV 司法権

司法権は Corte Suprema de Justicia (最高裁判所)、Tribunal Constitucional (立憲審議法廷)、Cortes Superiores de Distrito (高等裁判所)、Tribunales de Instancia (審級法廷)、Jueces de Instancia (審級判事)や法律に定める他の裁判所や法廷が行使する。裁判所や法廷の組織や権限は法律で制定される。司法統一の原則に従って司法問題、普通の係争や行政的な係争を裁判で裁き、その判決を執行させることは、最高裁判所、高等裁判所、法廷や判事の権限であり、他に例外的な裁判所や法廷を設けることはできない。立憲性の監督は、立憲審議法廷が行う。Consejo de Judicatura (司法審議委員会)は、司法権の運営や規律を監督する機関であり、司法権の一部をなしている。

司法権は、その運営や財政について自治性を持つ。国は、国家総予算の中で司法権の予算を割り当てた上で、司法審議委員会の管下にある司法権財務局に振り込む。司法権には、司法料金や司法権利金を制定する権限はない。

裁判の無料性、公共性、迅速性と誠実性は、司法管理の基本条件である。裁判の無料性とは、裁判官や判事は告訴人や被告人からは何らの報酬も受けないことを意味する。司法権は、貧困者には無料で国選弁護士を提供すると共に、彼等の母国語がスペイン語でない場合は、通訳を提供する責任がある。

裁判官や判事は、司法管理に於いては独立しており、憲法や法律以外には何れにも服従せず、何らかの確定判決が予め下された場合を除き、その職務を罷免されることはない。司法職の階級や最高裁判官、裁判官、司法審議委員、判事の資格条件は、法律で定められている。司法職の職務は、大学の教授職を除いて、他の如何なる公共活動や民間活動とも両立しない。

IV-1 最高裁判所

最高裁判所は国の普通司法、普通係争、行政的係争を担当する最高の法廷であり、スクレ市に所在する。最高裁判所は、12人の最高裁判官で編成されており、法律に従った専門法廷が夫々組織されている。最高裁判官は、司法審議委員会が提出する候補者リストの中から国会議員の3分の2の投票をもって選出される。任期は就任日から12年であり、延長はできないが、任期終了後に1期が過ぎれば再選は

可能である。最高裁判所長は、12人の最高裁判官の3分の2の投票をもって選出される。最高裁判所長の権限、組織と運営は、法律で定められている。

IV-1-1 最高裁判所の権限と責務

最高裁判所の権限と責務は下記の通りである。

- ① 司法権を代表する。
- ② 司法審議委員会が提出する候補者リストの中から、最高裁判所の構成員（最高裁判官）の3分の2の投票をもって、各司法管区の高級裁判所の裁判官を任命する。
- ③ 普通裁判や行政裁判の判決に対して上告された再審請求や無効宣告を解決する。
- ④ 高等裁判所の間で発生する司法担当領域の問題を解決する。
- ⑤ 大統領、副大統領、大臣や県知事が行政上で違法行為を犯し、共和国検察庁長官が法的な根拠を携えた上で、国会の3分の2の投票を得てこれら当局者の違法行為を訴えた場合は、当局者を責任裁判で裁く。
- ⑥ 共和国会計検査院長官、高級裁判官、人権擁護官、国家選挙委員、及び法律に定める各経済分野の監督官が職務上で違法行為を犯し、その行為を刑法の法廷が訴え、共和国検察庁長官が刑法に基づく責任裁判を要求した場合は、これら当局者を刑法責任裁判の一審で裁く。
- ⑦ 行政権の契約、交渉、租借などの行為より生じる訴訟問題を解決すると共に、その解決に対して行政的な訴訟が起きた場合は、これを裁く。
- ⑧ 県、郡、小郡や郡行政区の間で境界問題が発生した場合は、これを解決する。

IV-2 TRIBUNAL CONSTITUCIONAL (立憲審議法廷)

スクレ市に所在する立憲審議法廷は、最高裁判所から独立しており、憲法の定めのみに従う。法廷は一つしか存在しない。

立憲審議法廷の裁判官には、国会議員の3分の2の投票を得た者5人が任命される。裁判官の任期は10年であり、延長は出来ないが、任期終了後1期が過ぎれば、再選は可能である。立憲審議裁判官が任務遂行上で犯した罪は、最高裁判官に対する規定に従って、刑法で裁かれる。立憲審議法廷の裁判長は、同法廷の裁判官の3分の2の投票をもって選出され、法律に従って任務を行使する。

IV-2-1 立憲審議法廷の権限と責務

- ① 憲法に違反している法律や政令、及び司法部門以外の決裁事項を一審で裁く。
- ② 国家権力、国家選挙委員会、県や地方自治体の権限に関する紛争や論争を解決する。
- ③ 下院議会、上院議会、県や地方自治体の決議や条例に対する行政権の反論や異議申し立てに対応し、これを解決する。
- ④ 憲法の定め に反して制定、変更又は廃棄された貢金、税金、公定料金、許可料金、権利金や分担金などに対する上告に対応し、これを解決する。
- ⑤ 立法権又は上院議会や下院議会の決定事項が、何らかの権利や義務を具体的に侵し、上告された場合の処置。
- ⑥ 越権行為や権限外違法行為に対して“無効の訴え”が行われた場合は、それを審議し決裁する。
- ⑦ 法案、政令案、条例案などの立憲性、又は法律、政令、条例などが或る具体的な事例に適用可能か如何について、大統領、国会や最高裁判所長などが行う問い合わせに答える
- ⑧ 外国政府や国際機関との間に結ばれた条約や協定の立憲性を批准又は却下する。
- ⑨ 憲法を改正する際の手順に関する訴えに対応する。

IV-3 CONSEJO DE JUDICATURA (司法審議委員会)

司法権の運営や規律の監視を担当する組織である司法審議委員会もスクレ市に所在する。 委員会は最高裁判所長が主宰し、弁護士の資格と10年以上の司法経験を持つ4人の審議委員で構成されている。 審議委員は、国会議員の3分の2の投票を得て任命され、任期は10年であり、連続的な任期延長は認められないが、任期終了後1期が過ぎれば、再選は可能である。

IV-3-1 司法審議委員会の権限と責務

- ① 最高裁判官を選出するための候補者リストを国会に提出すると共に、高級裁判官を選出するための候補者リストを最高裁判所に提出する。
- ② 判事、公証人、不動産登記官の候補者リストを高等裁判所に提出する。
- ③ 司法官等級名簿を管理すると共に、裁判官、判事や司法公務員の規律に関する権限を行使する。

- ④ 司法権の年度予算を作成し、法律に従い且つ会計検査院の監督の下でその予算を実施する。

V. 社会擁護組織

V-1. MINISTERIO PUBLICO (共和国検察庁)

スクレ市に本部を構える Ministerio Publico (共和国検察庁) は、共和国の憲法や諸法に従った司法活動を促すと共に、国や社会の適法性や利益を守る目的を持つ。共和国検察庁は、国とその社会を代表して立法権、検察庁長官や法律に定める他の当局者が示す任務を果たすと共に、Policia Judicial (司法警察) の業務を指揮する。 検察庁の運営は、行政権と調整される。

検察庁長官は、国会議員の3分の2の投票で任命され、任期は10年であるが、任期終了後に1期が過ぎたならば、再選も可能である。 長官に任命されるには、最高裁判官と同じ資格を満たさなければならない。 検察庁長官は、少なくとも年に1度は、その活動を国会に報告するが、国会が編成している委員会は、何時でも長官を召喚して報告を求めることができる。

V-2. DEFENSORIA DEL PUEBLO (国民擁護院)

国民擁護院は、公共権力が活動や運営を行う上に於いて、国民の権利を保証するよう監視し、これを履行させる任務を持つ。 更に、人権の擁護、奨励や普及を監視する。 国民擁護院は、公共権力からは何らの指示も受けない。 その運営予算は、立法権から割り当てられる。 国民擁護院長官は、国会議員の3分の2の投票をもって5年の任期で任命されるが、更に1期の連続延長も可能である。 長官は、少なくとも年に一度は、その活動を法に定める方法で国会に報告するが、国会の委員会は何時でも長官を召喚して報告を求めることができる。

VI. 経済財政制度

経済組織は、人間としての相応しい存在を全国民に保証すべく目指した社会正義の原則に、本質的に応じていなければならない。

経済制度は、国の安全を保証し、ボリヴィア国民の福祉を目指した天然資源と人的資源の保護と活用を通じて、国の独立と発展を強化しなければならない。

国の経済的な独立を危機に追い詰める程の民間による経済力の蓄積は許されていない。民間による独占形態は、何ら認められていない。例外的に公共サービス業務が租借（委託）される場合は、40年以上の租借（委託）期間を与えることはできない。開発、利用や事業（取引や商売）を目的として、当国に設立されている全ての企業は、当国籍の企業と見なされ、国の主権、法律や当局者に服従しなければならない。

VII 国家資産

法律が国家元来の支配物に定めた資産の他に、地表と地下、及びそこに存在する全ての資源、湖水、河川水、薬効水（湧水）、利用可能な物理的要素や物理的エネルギーも国の現有支配物である。支配物の権利や個人に対する租借や譲渡の条件は法律で定められている。国の資産は、不可侵の公共所有物を成し、これを尊重し保護することは、全国民の義務である。

国家経済の発展と多様化の基盤として国営化された鉱山営業所群は、国家資産に属することより、如何なる資格に於いても、民間企業に所有権を移転する又は譲渡することはできない。国営鉱工業の上級指揮や上級行政は、法律に定める権限を持つ自立機関が担当する。

炭化水素（石油・天然ガス）の鉱床は、それが如何なる状態で存在する、又は発見されようとも、国の譲渡不可能及び時効発生不可能な直接支配物である。如何なる租借や契約に於いても、炭化水素鉱床の所有権を譲渡することはできない。

炭化水素とその派生品の試掘、開発、商品化や輸送は、国が行う。この権利は、国の自立機関、法律に基づいた半官半民の共同営業体、又は民間人に対して与える期限付きの租借や契約をもって行使される。更に、原子エネルギーの開発や振興も国の役目である。

VIII 国家経済政策

必要な場合、国は法律をもって商業行為や工業行為を強制的に規制することができ

ると共に、国家経済の上級指揮をとることができる。 国の介入は、監督、奨励や直営の形で行われる。

国家独占権（専売権）を設ける必要がある場合、行政権は、国会の承認を得て、国家独占権を定めることができる。 更に、国は経済状態を改善する目的で通貨政策や銀行・金融政策を定めると共に、外貨準備高を調節する。

国の経済開発計画は、国の主権の確立を鑑みつつ行われる。 国は、強制的に実行しなければならない Plan General de Desarrollo Economico y Social de la Republica（共和国社会経済開発総合プラン）を定期的に策定する。 この総合プランには、国内経済の国営部門、半官半民部門や民間部門が含まれる。 国家経済の向上に貢献する民間の発意は、国の奨励と協力を得る。

国が担当する開発は、経済企画に従って、優先的に自治機関、自立機関又は半官半民の機関が行う。 これら機関の上級指揮や上級管理は、法律に従って任命された局長や総支配人が行う。 局長や総支配人は、他の公職に就く、又はこれらの機関に関係する工業、商業、職業的な活動を行うことはできない。

IX 国の収入と予算

国の収入は、国家収入、県収入及び地方自治体収入に分類され、これらは各自の予算計画に従い且つ国の社会経済総合プランに合わせて、各自の財務局（国庫、県庫、地方自治体財務局）が夫々独自に投資する。 国家収入、県収入及び地方自治体収入は、法律で夫々分類されている。

国庫管下の部署で徴収された県、地方自治体、司法権や公立大学向けの各資金は、国庫に集中される性格のものではない。 行政権は、全ての公共部門が作成し提出しなければならない予算案に関する基準を定める。

国会年度の30回目の定例会が開られる前に、行政権は全国（国）や全県の予算法案を立法権に提出する。 立法権は、予算法案を受理したならば、60日以内に国会で審議しなければならない。 この期限が切れても法案が承認されない場合、その法案は法律の効力を持つことになる。

公害（災害）や国内の動乱に対応する資金の枯渇、又は麻痺したら多大な損害を及ぼすであろうサービス業務を維持するための資金の枯渇などで生じる延期不可能な必要性に対応する場合のみ、共和国大統領は閣僚会議の合意を得た上で、予算法では承認されていない支出を発令することができる。この目的に向けられる支出は、承認された国家予算の全支出額の1%を超えてはならない。この規定に反する支出を認めた大臣や公務員は、払い戻しの連帯責任者をなすと共に、公共資金の横領や流用の犯罪の責任を問われる。

国の支出を意味する全ての法案には、その支出金の調達や投資の方法を同時に示さなければならない。公共債務の返済は保証されている。法律に従って国が取付けた約束は、不可侵である。

各会計年度の一般収支勘定書は、次年度の国会第1回定例会議に大蔵大臣から提出される。自治機関や自立機関も、その収支勘定報告書を毎年国会に提出するが、この収支勘定報告書には、共和国会計検査院の報告書を添付しなければならない。

県庁と地方自治体政府は、他の県や地方自治体の利益を損ねる保護システムや禁制システムを設ける、県内住民のみに被益する条例を発令する、又は他の県や行政区のポリヴィア国民を排斥する条例を発令するなどの行為を行うことはできない。特定の法律で明確に設営されていない小税関、保税所や全ての性格の通行料金徴収所の何れも国内に存在してはならない。

X CONTRALORIA GENERAL DE LA REPUBLICA (共和国会計検査院)

国家資金の会計の監査を行う部署として Contraloria General de la Republica (共和国会計検査院) が備えられている。共和国会計検査院長官と、その管下の公務員の権限と責任は法律に定められており、自主機関、自立機関や経済活動を行う半官半民機関の経営に於ける国家資金の使用について監査を行う。立法権の委員会は、監査の対象になる機関を広く監督する権限を持つが、各機関の年間業務は、会計検査院の専門的な監査を受けることになる。これらの機関は、その勘定を法律の定めに従って精算すると共に、財務状態を証明する勘定報告書を毎年発行しなければならない。

会計検査院の長官は、大統領に直属し、上院議会が提出する候補者リストの中から

大統領によって任命され、最高裁判所の裁判官と同じ非罷免性と任務期間を有する。会計検査院の公務員や職員は、監査の対象である自立機関の役員会や理事会の構成員になる、又はそれらの機関から報酬を受けることはできない。

Ⅺ 地方自治体制度

憲法に定める地方自治体制度の概要は、下記の通りである。

- ① Municipios（地方自治体）の統治と行政は、全てが同じ等級を持つ Gobiernos Municipales（地方自治体政府）の管下にある。Cantones（郡行政区）には、地方自治体政府の監督と管理の下に Agentes Municipales（地方自治体行政区代理人）が存在する。
- ② 地方自治体の自治は、法律に定める権限内に於いて管轄領域で規範的、執行的、行政的及び技術的な権限を行使することにある。
- ③ 地方自治体政府は Consejo Municipal（市議会）と Alcalde（市長）の管下であり、法律で定められた連続的な管轄領域を有する。地方自治体政府の組織と権限は法律で制定されている。
- ④ Consejales（市会議員）は、法律に定める比例代表制に従った一般住民の直接秘密投票に基づき、5年間の任期で選出される。行政区代理人も同じく直接秘密投票によって同じ任期で選出されるが、この場合は単純多数制である。各地方自治体の市会議員数は、法律で定められている。
- ⑤ 各政党が提出する議員候補者リストの冒頭に示されている候補者が、市長候補者をなす。市長には、絶対多数の有効票を得た者が選出されるが、どの候補者も絶対多数票を得なかった場合は、市会議員が有効多数票を収めた上位2者を選び、市会議員の口頭による指名投票で絶対多数の投票を得た者が市長に選出される。引き分けの場合は、口頭による指名投票が2回繰り返され、引き続き引き分けの場合は、一般住民の直接秘密投票で単純多数票を得た者が選出される。市会議員が行う市長の口頭指名投票と得票計算は、市長が選出されるまで時間無制限の公開会議で行われる。市長の任命と就任は、地方自治体政府令をもって行われる。

市会議員又は行政区代理人に選出されるには、満21才に達しており、少なくとも選挙日の1年前から該当する地方自治体領域内に住んでいた者でなければならない。

市議会は規範権と監督権を有する。地方自治体政府は、公定料金や許可料金以外

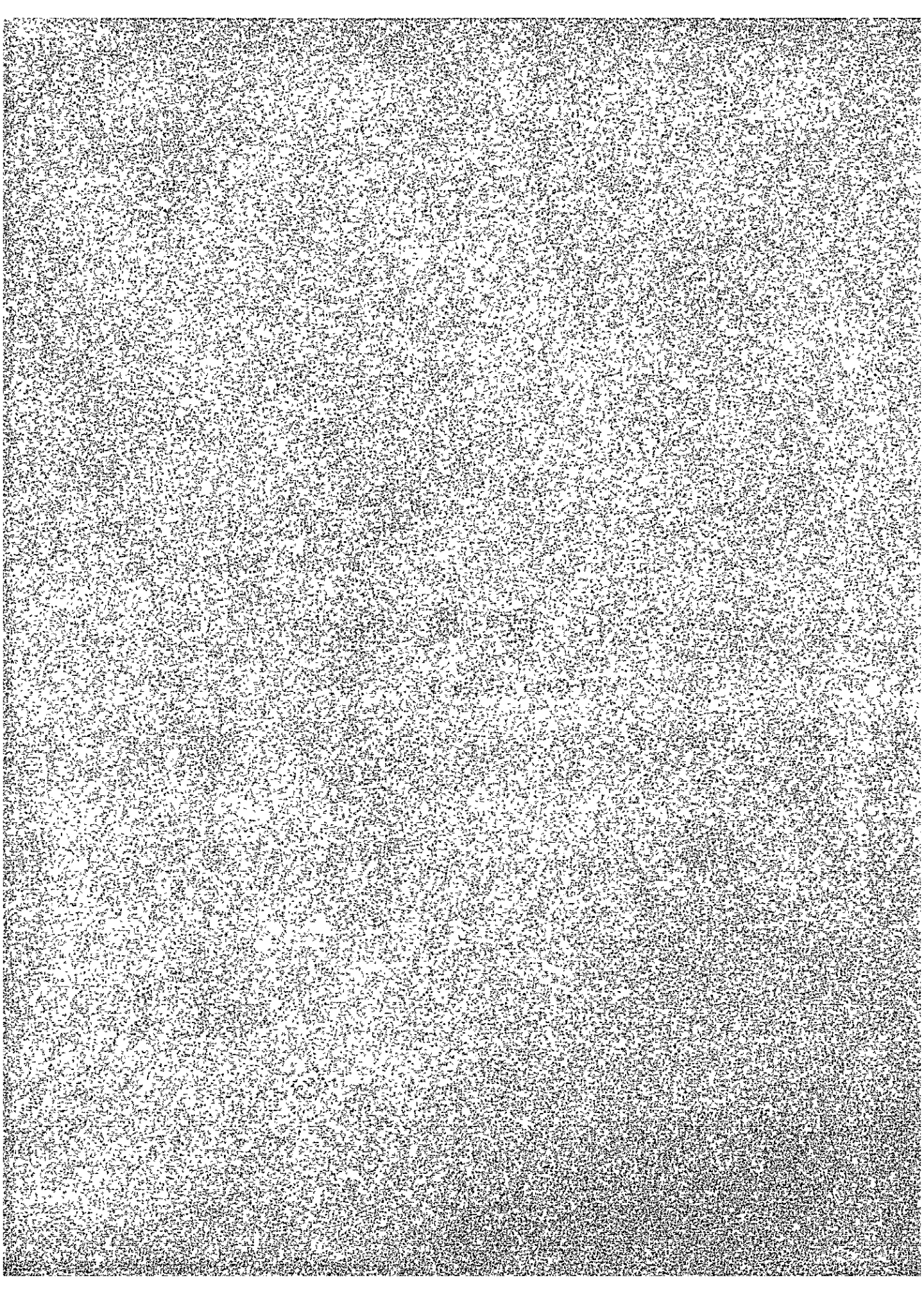
の課税や貢金を設けることはできない。 公定料金や許可料金の設定は、行政権が上院議会に提出する報告に基づいた上院議会の承認を要する。 市長は、その責務の範囲に於いて、執行的、行政的及び技術的な権限を有する。

前述した⑤項に従って選出された市長の就任から少なくとも1年が経過したならば、市議会は市長に対する不信任案を提出し、議員の5分の3の建設的不信任票をもって市長を解任することができるが、この場合は、同時に議員の中から後任市長を選出しなければならない。 選出された後任市長は、残りの任期に於いて任務に就くが、後任市長の解任処置は、市長の交替から1年が経過するまで施すことはできず、更に、地方自治体運営の最終年度（選挙年度）には、この処置方法を用いることはできない。

地方自治体は、その目的を最良に達成するために、憲法に定める立法権の権限に帰属する事例を除き、地方自治体間で共同体や連合体を編成すると共に、公法権や私法権を持つ個人法人や団体法人との間に、全ての類いの契約を結ぶことができる。 地方自治体領域内の市街地に関しては、土地所有者は、法律に定める面積以上の未建築地を市街地域内に所有することはできず、地方自治体政府は、その余剰面積を地方自治体内の社会利益の目的で収用することができる。

行政機構

(中央政府)



第2部：行政機構

ボリビアの行政機構は①中央政府、②1995年7月28日発布の Ley de Descentralizacion Administrativa No. 1654 (行政権地方分権化法第1654号)で組織が強化され、役割が拡大された県政府(県庁)、及び③1994年4月20日に発布された Ley de Participacion Popular No. 1551 (大衆参加法第1551号)にもとづき、1985年1月10日発布の Ley Organica de Municipalidades No. 696 (地方自治体組織法第696号)が一律に適用される314の地方自治体政府(市役所)の三つのレベルで構成されている。中央政府、県政府(県庁)と地方自治体政府には、共に統一された Sistema de Reguracion y Supervision (規制・監督システム：別称、管理監督システム)が適用されるが、その組織や性格は異なるので、順を追って夫々の組織構造、性格や役割を以下に記述して行くことにする。

I 中央政府

中央政府は、Presidente de la Republica (共和国大統領)の他に、各分野の行政を統括する Ministros de Estado (大臣)、国の分権機関や分離機関である Instituciones Publicas Nacionales (国家公共機関)、国が資本参加している Empresas Publicas (公営企業)で構成されており、これらの機関の運営や当局者の業務には Sistema de Regulacion y Supervision (管理・監督システム)が適用される。1997年8月6日にスタートした現政権の中央政府の組織構造、各省の組織や役割、Servicios Nacionales (国家業務局)などの概要は、下記の通りである。

I-1 中央政府の組織構造

I-1-1 Presidente de la Republica (共和国大統領)

政府の最高権力者は5年ごとの総選挙で選出される大統領であり、各分野の行政を担当する大臣を夫々任命して国の行政を司る。大統領の権限と責務については第1部：国家機構で述べたが、行政機構を系統的に説明するために、再度記述する。

大統領の権限と責務

① 憲法に定める規制事項を遵守し、法律の定めを歪曲したり、規定に反する事な

く、且つ独断で独占的権力を定めることなく、政令や指揮を適切に発布して法律を施行し、これを履行させる。

- ② 外国との条約や協定を交渉して成立させ、国会の承認を得た上でその条約書や協定書を交換する。
- ③ 外交を指揮し、外交官や領事を任命すると共に、外国政府公官の受入れを行う。
- ④ 特別メッセージ（教書）をもって法律や法典の作成に参加する。
- ⑤ 臨時国会を召集する。
- ⑥ 国家収入を法律に適合させ且つ予算を厳密に守りつつ、担当各省を通じて管理すると共に、投資を発令する。
- ⑦ 30回目の国会定例会議が開かれる前に、次の予算年度に於ける国家予算と各県の予算、現行の予算年度に必要なと見られる修正予算案を夫々立法権に提出する。公共支出を予算に従って実施し、その勘定書を毎年提出しなければならない。
- ⑧ 普通予算を上回る開発計画を実施する場合は、その内容を立法権に提示する。
- ⑨ 特に、地方自治体の収入や租税に関する地方自治体令（市役所令）を監視し、憲法や法律に違反した地方自治体が中央政府の指示に従わない場合は、その地方自治体の行為を上院議会議に告発する。
- ⑩ 行政業務の経過や状況に関する各省の報告書を添付した大統領メッセージを各年の第一回国会定例会議に提出する。
- ⑪ 下院議会議や上院議会議から報告を要求されたならば、各担当大臣を通じてその報告を提出する。
- ⑫ 裁判の判決を履行させる。
- ⑬ 立法権が授ける特赦を妨げることなく、政治犯の恩赦を発令する。
- ⑭ 共和国会計検査院長官と銀行監督官を上院議会議が提出する候補者リストの中から任命すると共に、経済的又は社会的な機能を果たす国家機関の総裁や支配人を下院議会議が提出する候補者リストの中から任命する。
- ⑮ 法律が他の国家権力（立法権や司法権）には権限の行使を指定していない行政権の公務員や使用人を任命し、その職級や資格を書類で交付する。
- ⑯ 他の国家権力が休業中（立法権の国会閉会中や司法権の司法休暇中）に、それらの国家権力に務める公務員や使用人が辞職又は死亡した場合は、代わりにの公務員や使用人を臨時に任命する。
- ⑰ 国会の開会と閉会に出席する。
- ⑱ 国内の秩序と対外安全を憲法に従って維持し保守する。
- ⑲ 総軍司令官、陸海空軍や国家警察軍の夫々の司令官を任命する。
- ⑳ 陸海空軍の大將、中將、少將や国家警察軍の少將のいずれかが欠員になった

場合は、軍務奉仕歴や昇格順位に関する報告を添えた昇格候補者リストを上院議会に提出する。

- ㉑ 国際的な戦争状態にある間は、戦場に於ける司令階級を定め司令官を任命する。
- ㉒ 小港湾区を設営し、整備する。
- ㉓ 行政権が選挙委員会に派遣する代表者を任命する。
- ㉔ 国家農地改革院の最高当局者としての権限を行使する。入植法と農地改革法に定める農地再分配の効力に従って農地権を与える。
- ㉕ 憲法第 120 条 1, 3, 8 節（第一部:立憲審議院の責務 ①③⑧を参照）について立憲審議院に抽象的又は補正的な再審要求や上訴を行う、諮問を仰ぐ又は異議を申し立てる。
- ㉖ 総軍最高司令官の権限を行使する。
- ㉗ 各県の知事を任命し、国政を反映させた県政の施行を委託する。

大統領は、上述した権限や責務を履行するに際して大統領府の支援を得るし、各分野の大臣に補足的な業務を委託する。更に、下記の支援組織を直接に備えている。

Secretaria General de la Presidencia	(大統領府官房長官室)
Asesoría General	(総括顧問室)
Casa Militar	(衛兵控え室)
Casa Civil	(随員控え室)
Unidad de Seguridad Presidencial	(大統領安全保障隊)
Protocolo y Relaciones Públicas	(渉外・儀典室)
Secretaria Privada	(私設秘書室)

他に、大統領の社会活動や文化活動を促進する Despacho de la Primera Dama de la Nación（大統領夫人執務室）と、現行法規に基づいて大統領が手配しなければならない農地権の譲渡手続きを担当する Asesoría Agraria（農業顧問室）が直属の支援組織として存在する。尚、大統領直属の支援組織として政令第 24829号で設営された大統領府戦略問題室は、その後、政令第 24879号で大統領に直属する室長を抱した大統領府のプログラムに変更されたことを付記する。

前述した各組織は、Manual de Organización y Funciones de la Presidencia de la República（大統領府組織・職務マニュアル）の規定に従って業務を遂行しなければならない。更に、大統領が管轄する自立機関として Fondo de Inversión Social (FIS:社会投資基金)、Fondo Nacional de Medio Ambiente (FONAMA: 国家

環境基金)、Fondo Nacional de Desarrollo Regional (FNDR:国家地方開発基金)、Fondo de Desarrollo Campesino (FDC:農民開発基金)、Fondo Nacional de Vivienda Social (FONVIS:国家社会住宅基金)などがあるが、これらの運営に関わる監督は、大統領府を通じて行われる。

1-2 Ministros de Estado (大臣)

国の公けの行政事業は、各省を統括する夫々の Ministro de Estado (大臣)が担当する。大臣の任命と解任は、大統領が大統領令をもって行うし、現政権の大臣の夫々の権限や責務は行政権組織法第1788号に定められている。大臣は、大統領に服従して夫々の担当分野の行政を行う責任者であると共に、政府最高の調整組織である閣僚会議で合意された政策や行動の連帯責任者でもある。現政権は下記の14省と夫々の大臣を備えている。

Ministerio de Relaciones Exteriores y Culto	(外務・宗務省)
(Ministro de Relaciones Exteriores y Culto)	(外務・宗務大臣)
Ministerio de la Presidencia	(大統領府)
(Ministro de Presidencia)	(大統領府大臣)
Ministerio de Gobierno	(内務省)
(Ministro de Gobierno)	(内務大臣)
Ministerio de Defensa Nacional	(国防省)
(Ministro de Defensa Nacional)	(国防大臣)
Ministro de Hacienda	(大蔵省)
(Ministro de Hacienda)	(大蔵大臣)
Ministerio de Justicia y Derechos Humanos	(法務・人権省)
(Ministro de Justicia y Derechos Humanos)	(法務・人権大臣)
Ministerio de Desarrollo Economico	(経済開発省)
(Ministro de Desarrollo Economico)	(経済開発大臣)
Ministerio de Educacion, Cultura y Deportes	(教育・文化・スポーツ省)
(Ministro de Educacion, Cultura y Deportes)	(教育・文化・スポーツ大臣)
Ministerio de Salud y Prevision Social	(保健・年金省)
(Ministro de Salud y Prevision Social)	(保健・年金大臣)

Ministerio de Trabajo y Microempresa	(労働・小規模企業省)
(Ministro de Trabajo y Microempresa)	(労働・小規模企業大臣)
Ministerio de Agricultura, Ganaderia y Desarrollo Rural	(農牧業・農村開発省)
(Ministro de Agricultura, Ganaderia y Desarrollo Rural)	(農牧業・農村開発大臣)
Ministerio de Desarrollo Sostenible y Planificacion	(持続開発・企画省)
(Ministro de Desarrollo Sostenible y Planificacion)	(持続開発・企画大臣)
Ministerio de Comercio Exterior e Inversion	(貿易・投資省)
(Ministro de Comercio Exterior e Inversion)	(貿易・投資大臣)
Ministerio de Vivienda y Servicios Basicos	(住居・生活基盤整備省)
(Ministro de Vivienda y Servicios Basicos)	(住居・生活基盤整備大臣)

大統領は、上記の大臣の他に、政府の或る特定の目的や役割を統括する **Ministro Sin Cartera** (無任所大臣) を大統領令をもって任命することができる。無任所大臣の役割、権限、責務、任命や解任は、同じく大統領令をもって行われる。現在のところ、1999年6月21日発布の大統領令第25437号をもって、**Ministro sin Cartera responsable de Informacion Gubernamental** (政府広報担当無任所大臣) が任命されている。

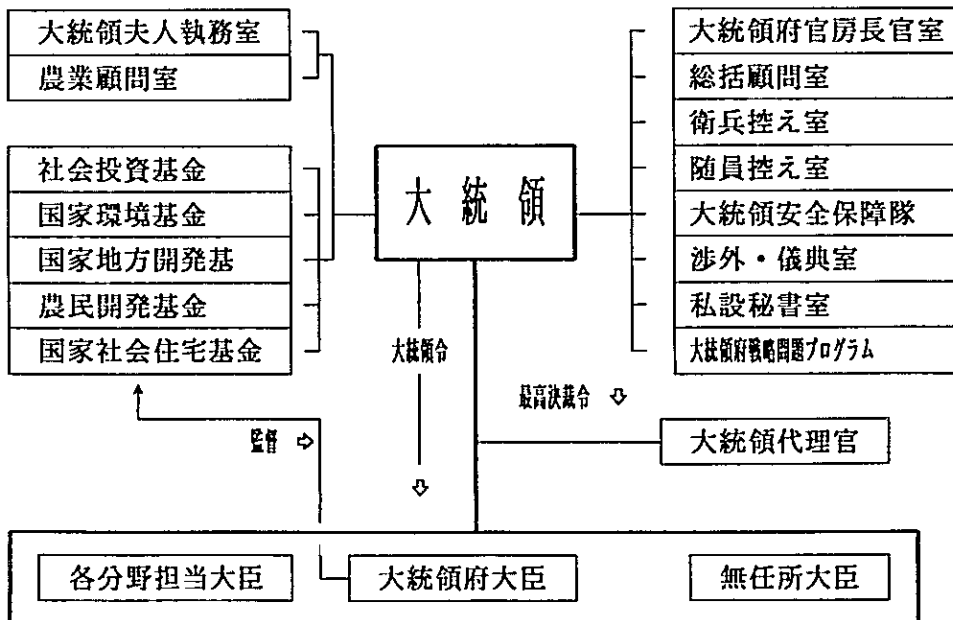
更に、或る特殊の任務を果たす **Delegado Presidencial** (大統領代理人) を必要とする場合は、最高決裁令をもってこれを任命する。大統領代理人は、組織の中で任務を果たす他は、その組織のいかなる階級にも属さない。

全ての大臣に共通する権限や責務は、下記の通りである。

- ① 閣僚会議、国家委員会や省間委員会に出席する。
- ② 国会に提出する報告書を作成し、国会の口頭答弁で報告すると共に、国会の委員会が多数決で報告を求めた場合は、その報告書の作成と答弁を行う。
- ③ 所轄省の予算案を作成し、国家予算の作成に参画すると共に、所轄省の予算の実施状況に関して報告する。
- ④ 所轄省の行政的な行為に関連した問題や訴えを最終的に解決する。

- ⑤ 他的大臣と共に政令に署名する。 所轄省が関係した最高決裁令に副署する。
- ⑥ 担当分野の政策、戦略、行動、法制案、事業計画、予算や財務需要を大統領に提案する。
- ⑦ 担当分野に該当する諸計画を大統領、閣僚会議や国家委員会に提出する。
- ⑧ 公共部門を規制する基準や手順に従って所轄省の職員を任命又は解任する。
- ⑨ 省間の共通案件や事項について、相手の省と調整し合意する。
- ⑩ 大統領が国会に提出しなければならない所轄省の年次報告書や決算書を、予め大統領に提出する。
- ⑪ 国の法律や法令に定める権限を行使する。
- ⑫ 大臣に委託された基準や規定を、その権限範囲で発令する。

これまでの組織は、下記図のように整理することができよう。



大臣は民間企業、同業者団体又は市民団体の組織の職務に就く、又はそれらの企業や組織の代理人としての行動を行うことはできない。 同様に、大学教師の職務を例外として、大臣職以外の報酬付きの職業や仕事に従事することはできない。

大臣は政治的及び規範的な役割を果たすことより、管下の分野や部門の政策、計画や基準の策定を担当し、且つその政策、計画や基準を実施、管理、監督する責任を

持つ。このために、管下の Viceministros (次官) と項目 I-2 に述べる直属の組織である Asesor General (総括顧問)、Jefe de Gabinete (官房長)、Jefe de Comunicacion Social (社会広報室長)、Unidad de Desarrollo Organizacional (組織開発室) の協力や支援を得る。各大臣の特定の権限や責務と直属の組織は、項目 I-2: “各省の組織と役割” に示す。

I-1-3. Viceministros (次官)

各省には、最高決裁令で任命された複数の Viceministros (次官) が夫々統括する Viceministerios (次官室) がある。次官は、大臣に服従して管下部門の行政や実務を指揮する責任者であり、その権限範囲に於いて政策、プランや基準を提案し実行すると共に、管下の Direcciones Generales (局) の業務を指揮し監督しなければならない。各省の次官は、夫々の省に備えられた職務マニュアルに従って担当分野の特定の権限や責務を遂行するが、全ての次官に共通する権限や責務は、下記の通りである。

- ① 管下部門に適用される基準や規制の履行を監視する。
- ② 管下部門の規範的及び技術的な開発を促すと共に、部門が抱えている課題や案件に関する知識の習得や普及を促す。
- ③ 省の内部活動や対外活動を管下部門の範囲で調整する。
- ④ 省を代表して管下部門の公共機関や公営企業を監督すると共に、最高決裁令で任命された場合は、それらの公共機関や公営企業の理事(役員)会の代理会長を務める。
- ⑤ 管下にある Servicios Nacionales (国家業務局) を監督する。
- ⑥ 担当分野のプログラムやプロジェクトを展開するための技術協力や経済協力の導入について、大蔵省の担当部署と調整する。
- ⑦ 管下部門の行政的な行為に対する訴えや再審要求に抗告の段階で対応し、これを解決する。
- ⑧ 管下部門の決裁や契約に対して提起される行政訴訟に、大臣を代理して対応する。
- ⑨ 管下部門の案件に関する Resolucion Ministerial (省令) に副署する。
- ⑩ 管下部門に関する Resolucion Administrativa (管理条例)、又は大臣から特に委託された管理条例を發布する。

- ① 公共部門の人事管理規定に従い、大臣を代理して部下の人事を任命、昇格又は解任する。
- ② 大臣が委託又は指示する業務を遂行する。

大臣に障害が生じる又は大臣が国を不在にする場合は、いずれかの次官が大統領令をもって代理大臣に任命され、大臣の権限や責務を臨時的に遂行することになる。次官も大臣と同じく民間企業、同業者団体や市民団体の組織の職務に就く、又はこれらの組織の代理人として行動することはできないし、大学教師の職務を例外として、次官職以外の報酬付きの職業や仕事に従事することもできない。各省の次官と夫々の特定の権限や役割は、I-2項：“各省の組織と役割”で紹介する。

I-1-4 Directores Generales (局長)

Directores Generales (局長) は、各省の夫々の特定業務や技術業務を担当する最高の技術官僚であり、管下にある特定部門の技術活動、業務活動及び運営活動を指揮、監督、調整する責任者である。局長以下の全ての職級は、政府管理監督法第1178号に述べる Sistema de Administracion de Personal (人事管理システム) や Regimen de Carrera Administrativa (公務員キャリア制度) に編入される。局長の任命や解任は、大臣が正署し次官が副署する Resolucion Ministerial (省令) をもって行われる。局長も大臣や次官と同じく民間企業、同業者団体や市民団体の組織の職務に就く、又はこれらの組織の代理人として行動することはできないし、大学教師の職務を例外として、局長職以外の報酬付きの職業や仕事に従事することもできない。

現在のところ、省内の夫々の担当部門の業務を行う複数の局長が各次官の管下に任命されているが、政府は、必要に応じて新たな Direccion General (局) を政令をもって設立し、その局長を任命する、又はその配置換えや廃止を行うことができる。全ての局長に共通する権限や責務は、下記の通りである。

- ① 次官の職務を補佐すると共に、担当局の業務の展開に関して次官に報告する。
- ② 担当局の各部署の業務や活動を調整する。
- ③ 省の総合的な目的や上司の次官が担当している分野の目的を達成するために、省内の他の局と調整する。

- ④ 次官に障害が生じる又は次官が不在になる場合は、省令に従って次官の代理を務める。
- ⑤ Manual de Organizacion y Funciones de Ministerio (省内組織・職務マニュアル)に定める職務と次官が委託する職務を遂行する。
- ⑥ 次官が発令する Resolucion Administrativa (管理条例)に副署する。

上記の Direcciones Generales (局)の他に、省内の管理問題や総務を取り扱う Direccion General de Asuntos Administrativos (総務局)と法律問題に対処する Direccion General de Asuntos Juridicos (法務局)が各大臣の直属の局として全省に配置されている。この2局は下記の共通事項を有しており、夫々の局長は、上記の共通権限や責務の他に特定の権限や責務も持っているが、その組織や権限については、I-2-15項に後述する。

総務局と法務局の共通事項

- ① 総務局長と法務局長は、各大臣の直属の部下としてその権限や役割を行使する。
- ② 各省の全組織の総務部門や法務部門の業務を支援する。
- ③ 明確に定められている場合を除き、総務局や法務局に編入されていない又は監督されていない、又は総務局や法務局から分室化されていない平行的な総務や法務の部署は、他に存在しない。
- ④ 次官室が本省と同じ建物に位置していない、又は、国際的な協定や取決めにより外国融資のプログラムやプロジェクトの総務や法務を別個に行わなければならない場合は、分室化することができる。
- ⑤ 局長の権限範囲にある特定の案件に関する省令に副署する。
- ⑥ 例外として、経済開発省の業務は様々な専門分野の副省に分けられていることより、各次官室は、大臣の認可を得た上で、総務局と法務局の分室を設けることができる
- ⑦ 内務省の社会防衛次官室は、この分野を規定する特定の法規を有することより、独自の総務組織や法務組織を備える。

I-1-5 Jefes de Unidad (部署長・室長)

局は、外交法第1444号に規定された外務・宗務省の場合を除き、管下に四つ以下の Unidad (部署：室)を設けることができるが、これ以上の部署の配置は最高決裁令

を必要とする。 室長は、各省の組織規定やマニュアルに従って、夫々の部署の技術的な業務や行政的な業務を遂行する責任を持つ公務員であり、行政権組織法第1178号に述べる Sistema de Administracion de Personal (人事管理システム) と Regimende Carrera Administrativa (公務員キャリア制度) に編入される。

I-1-6 Auditores Internos (内部監査官)

内部監査官は、法令第1178号の Sistema de Administracion y Control Gubernamental (政府管理監督システム) の基準や手順に従って、各省とその管下の組織を監査する公務員であり、各省とその組織の管理システム、財務システムや実施業務の効率、履行度や信頼性などを評価する責任を持つ。 各省の大臣に直属し、監査業務の他には何らの業務活動にも参加しない。 監査活動は、完全に独立した形で計画され実施される。

I-1-7 Servicios Nacionales (国家業務局)

国家業務局は、全国規模の権限、責務や組織構造を伴って特定の制度を運営し管理する各省の分離業務組織である。 現政権は、下記の国家業務局を備えている。

- | | |
|--|-----------|
| ① Servicio Nacional de Organizacion Administrativa del Poder Ejecutivo | (政府行政組織局) |
| ② Servicio Nacional de Migracion | (移民局) |
| ③ Servicio Nacional de Defensa Civil | (国民防衛局) |
| ④ Servicio Nacional de Impuestos Internos | (国税局) |
| ⑤ Servicio Nacional de Aduana | (関税局) |
| ⑥ Servicio Nacional de Patrimonio del Estado | (国家資産局) |
| ⑦ Servicio Nacional de Administracion de Personal | (人事管理局) |
| ⑧ Servicio Nacional de Registro de Comercio | (商業登録局) |
| ⑨ Servicio Nacional de Propiedad Intelectual | (知的所有権局) |
| ⑩ Servicio Nacional Tecnicos de Minas | (鉱山技術局) |
| ⑪ Servicio Nacional de Telecomunicaciones Rurales | (農村通信局) |
| ⑫ Servicio Nacional de Areas Protegidas | (保護地域局) |

これら一連の国家業務局の概要については、I-3項に述べることにする。

I-1-8 Unidades Especializadas (専門業務室)

各省の特定の専門業務を支援、補佐、実施するための組織として Unidades Especializadas (専門業務室) が設置されている。この組織は各省の分離組織であり、大臣が提出する候補者リストの中から最高決裁令で任命された Director Ejecutivo (室長) が指揮する。組織的には各省の大臣の管下にある。現政権は、下記の専門業務室を備えている。

- ① 外務・宗務省の Unidad de Analisis de Politica Exterior
(UDAPEX: 対外政策分析室)
- ② 国防省の Unidad de Analisis de Politicas de Defensa Nacional
(国防政策分析室)
- ③ 貿易・投資省の Unidad de Reordenamiento (再整理室)
- ④ 労働・小規模企業省の Unidad de Asesoría Técnica Laboral
(UDATEL: 労働技術顧問室)
- ⑤ 持続開発・企画省の Unida especial de Promoción, Educación y Difusión de Desarrollo Sostenible (持続開発奨励・教育・普及特別室)
- ⑥ 大統領府の Unidad Especial de Analisis de Cofinanciamiento
(UDACO: 協調融資分析特別室)

前述した各省の共通的な組織は、次頁の略図の如く整理することができよう。

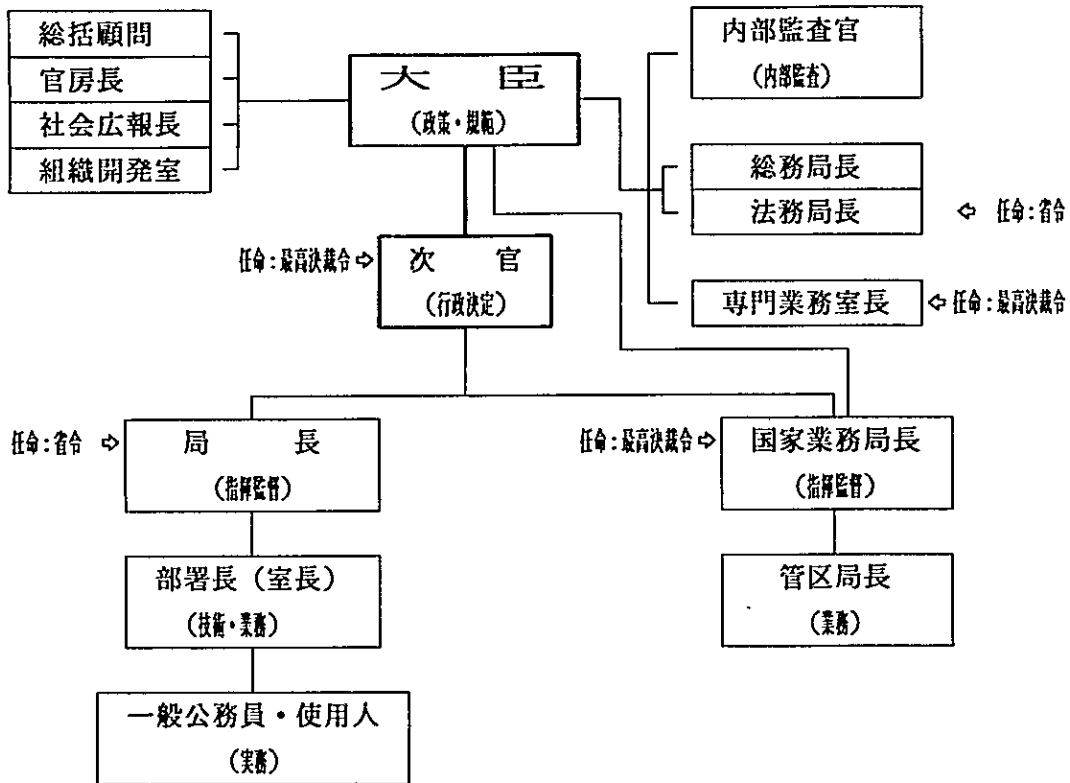
I-1-9 行政令の等級

政府が発布する行政令や決裁令は、下記の等級を持っている。上級又は同級の行政令や決裁令で過去に決定されたものを変更、修正又は廃棄することはできるが、下級の行政令や決裁令で上級のそれを変更、修正又は廃棄することはできない。

① Decreto Presidencial (大統領令)

行政権の最高権力者である大統領が憲法に定める特権を行使して発布する条例であり、大臣の任命、農地権の譲与、政治犯の特赦、陸海空軍や警察軍の司令官を任命する際などに発布される。

各省共通の組織略図



② Decreto Supremo (政令)

政府最高の行政令であり、大統領が主宰する閣僚会議で決定された政府の政策、方針や処置を発布する。 政令には大統領と全閣僚が署名する。

③ Resolucion Suprema (最高決裁令)

大統領が正署し、該当案件や課題を担当する大臣が副署する行政令や条例。

④ Resolucion Multiministerial (多省間省令)

案件や課題が三省以上に関係する場合に、夫々の所轄省の間で検討や調整を行った上で、夫々の大臣が署名し発布する条例。

⑤ Resolucion Biministerial (二省間省令)

案件や課題が二省に関係する場合に、夫々の所轄省の間で検討や調整を行った上で夫々の大臣が署名し発布する条例。

⑥ **Resolucion Ministerial (省令)**

各省の担当分野に関して夫々の大臣が正署し、次官が副署して発する条例。

⑦ **Resolucion Administrativa (管理条例)**

夫々の担当分野について次官が発する条例。

上述した各種の行政令の中で、大統領と全閣僚が発令する Decreto Supremo (政令) の立案から発令までの手順を下記に述べる。

- (1) 全ての大臣は、夫々の担当分野の政策や規定などに関する政令を立案する。
政策や規定などが二省以上の担当分野に跨がる場合の政令案は、各関係大臣が夫々合意した上で署名したものでなければならない。
- (2) 政令案は、必要な背景や根拠を付けて大統領府大臣に提出される。二省以上が関係している場合は、各大臣が署名した合意書も添付する。政令案の文章は、この種の法規類に適用される表現や文章構成で作文されていると共に、立案した省の法務局長が承認し、捺印と署名を行ったものとする。
- (3) 大統領府大臣は、政令案が前述の条件を満たしていることを確認した上で、社会経済分野に該当する政令案であれば Consejo Nacional de Politicas Economicas (CONAPE: 国家経済政策委員会) と Consejo Nacional de Politicas Sociales (CONAPSO: 国家社会政策委員会) の技術秘書室である Unidad de Analisis de Politicas Sociales y Economicas (UDAPSE: 社会経済分析室) に送付し、内容を技術的に分析した上で、結果を技術報告書にまとめて提出するよう指示する。UDAPSE (社会経済分析室) が提出する報告書には、少なくとも下記に関する判断が記載されていなければならない。
 - a. 政策案の妥当性と実現性
 - b. 資金的な持続性
 - c. 立案した省の役割との両立性
 - d. 政府の政策や方針との両立性

経済分析室は、政令案を受領した日から 5日以内に技術報告書を提出しなければ

ならない。この期限内に提出されない場合、政令案は上記の条件を満たしている旨を暗黙のうちに確認しているものと見なされる。

- (4) 政令案が政治的又は制度的な分野に該当する場合は、この分野を担当する大統領府の夫々の部署に送付される。各省、国家機関、県庁や県庁管下の機関の組織構造や役割に関する政令案の場合は、Servicio Nacional de Organizacion del Poder Ejecutivo（政府行政組織局）に送付される。大統領府の担当部署や政府行政組織局は、政令案を受け取った日から5日以内に報告書を提出しなければならない。
- (5) 上記(3)の条件や妥当性が報告書で確認された場合、政令案は、大統領府法務局の検討に処した後で大統領府大臣が閣僚会議の議題として取り上げるよう、同法務局に送付される。条件や妥当性が満たされない政令案は、却下理由を説明した大統領府大臣の文書をもって立案した省に返却される。
- (6) 大統領府大臣が閣僚会議の議題として取り上げる旨を決定した政令案は、夫々の背景や根拠と社会経済分析室の技術報告書を添付して、少なくとも国家経済政策委員会又は国家社会政策委員会が開催される48時間前に、委員会を構成する各大臣に配布される。更に、委員会の構成員ではない他の大臣が、政令案について考えや意見を述べ、側面的に参加するよう奨励すべく、他の大臣にもそれらの書類を予め配布する。
- (7) 国家経済委員会又は社会経済委員会は、政令案と社会経済分析室の技術報告書を検討した上で最終的な決定を下し、大統領府に通知する。委員会で承認された政令案は、大統領府法務局が最終的に検討した上で、閣僚会議の議題として取り上げるよう、再び同法務局に送付される。却下された政令案は、その理由を説明した大統領府大臣の文書をもって立案した省に返却される。
- (8) 政令案は、閣僚会議で検討された後、大統領が正署し全閣僚が副署した上で政令として発布される。緊急事態やその他の事由で閣僚会議が開かれなかった場合、大統領府大臣は、政令案のコピーを各大臣に送付する。各大臣は、コピーを受け取った日から3日間の検討期間を有するが、その期間内に何らの意見や異論も表明されない場合は、暗黙のうちに承認されたものと見なされ、次の閣僚会議で発令される。

(9) 或る省が立案した法令案を立法権に提出する場合も政令案と同じ手順を踏まなければならず、手順を踏んで閣僚会議で承認された上で、立法権に送達される。

I-2 各省の組織と役割

現政権は、14省、46次官室と 100以上の局を備えている。本項では各省の大臣や次官と夫々の局長や全国業務局などの組織と共に、大臣や次官の権限や責務について述べることにする。

I-2-1 Ministerio de Relaciones Exteriores y Culto (外務・宗務省)

I-2-1-1 外務・宗務省の組織

外務・宗務省は、下記の大臣、次官や局長で編成されている。

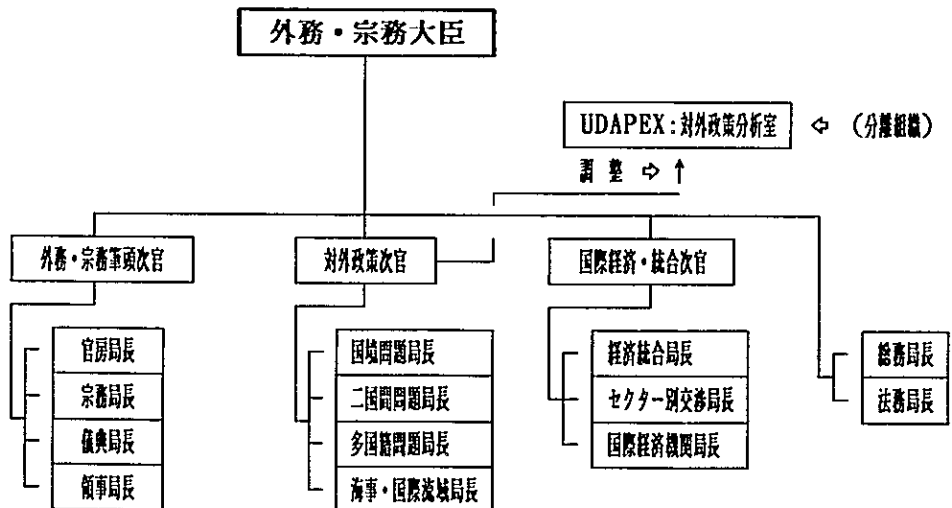
Ministro de Relaciones Exteriores y Culto	(外務・宗務大臣)
Director General de Asuntos Administrativos	(総務局長)
Director General de Asuntos Juridicos	(法務局長)
Viceministro de Relaciones Exteriores y Culto	(外務・宗務筆頭次官)
Director General de Regimen Interno	(官房局長)
Director General de Culto	(宗務局長)
Director General de Ceremonial del Estado	(儀典局長)
Director General de Regimen Consular	(領事局長)
Viceministro de Politica Exterior	(対外政策次官)
Director General de Limites y Fronteras	(国境問題局長)
Director General de Asuntos Bilaterales	(二国間問題局長)
Director General de Asuntos Multilaterales	(多国間問題局長)
Viceministro de Relaciones Economicas Internacionales e Integracion	(国際経済・統合次官)
Director General de Integracion	(経済統合局長)

Director General de Negociaciones Sectoriales (セクター別交渉局長)
 Director General de organismos Economicos Internacionales (国際経済機関局長)
 Director General de Asuntos Maritimos y Aguas Internacionales (海事・国際流域局長)

Unidad Especializada:

大臣の管下にある Unidad de Analisis de Politica Exterior (UDAPEX : 対外政策分析室)

外務・宗務省の組織略図



I-2-1-2 外務・宗務省の大臣・次官の権限や責務

1. Ministro de Relaciones Exteriores y Culto (外務・宗務大臣)

- ① 大統領の指揮の下に、国の対外政策を施行する。
- ② 国際関係に於ける国の外交政策を策定、調整、実施する。
- ③ 1993年 2月15日発布の外交法第1444号の範囲で外国政府や国際機関とボリヴィアの外交関係を維持し管理する。
- ④ 外交法第1444号の範囲で国際条約や国際協定を交渉し、これを締結する。

- ⑤ 国際社会に於いてボリヴィアの国益を代表し、これを守る。
- ⑥ ボリヴィアの権利である海洋への再統合を常に防衛し、国の目標である海洋権の回復を目指した政策や行動を実施する。
- ⑦ 国とカトリック教会やその他の宗教団体の関係に対応する。
- ⑧ 国の外交業務を指揮監督すると共に、外国居住のボリヴィア国民を保護する。
- ⑨ 二国間や多国籍間の国際条約や国際協定を交渉し締結する。
- ⑩ 南米大陸的、地域的及び準地域的な統合プロセスに於いてボリヴィアを代表し、その参加を指揮し調整すると共に、他の大陸の地域統合プロセスとボリヴィアの関係について、国を代表する。
- ⑪ 該当する場合は、他の所轄省と調整しつつ、条約、協定やその他の手段の交渉や締結を指揮し、国際社会に於ける国の経済的な利益を促す。
- ⑫ 国際会議に於いて国を代表し、その参加について他の関係省と調整する。

2. **Viceministro de Relaciones Exteriores y Culto (外務・宗務筆頭次官)**

- ① 外交関係の対応や管理について、外務・宗務大臣を支援する。
- ② 外交法の規定や手順の適用と履行を監視する。
- ③ 外交レベルや領事レベルに於ける外交業務の運営を調整し監督する。
- ④ 国が締結又は支持する国際条約や国際協定の批准を手続きすると共に、締結又は支持した国際条約や国際協定の登録や保管を行う。
- ⑤ 憲法に定める信仰の自由を保証すると共に、国とカトリック教会やその他の宗教団体との関係に対応する。
- ⑥ 国家儀典の運用を監督する。
- ⑦ 国に信任派遣されている外交使節、国際機構や国際協力機関との関係や通信を調整する。
- ⑧ Academia Diplomática (外交学院) の運営を監督すると共に、国際的な問題や課題に関する広報活動や訓練活動を促す。
- ⑨ 国際的な規定や慣例に従った適切な行動を取り、外国に在するボリヴィア国民とその利益を領事業務を通じて保護する。
- ⑩ 外交法の範囲で Junta Evaluadora de Meritos (資格評価委員会) と Junta de Proceso Administrativo (行政処理委員会) を主宰する。
- ⑪ 大臣の指示の下に他の次官と調整しつつ、外交人事の配置や移動を行う。
- ⑫ 外交法第1444号に従って外務・宗務省の予算案の作成を監督し、予算の実施を管理する。

3. Viceministro de Política Exterior (対外政策次官)

- ① 対外政策に関する行動を提案し、これを調整する。
- ② 二国間関係や多国間関係のフォローアップを行い、その関係を促す。
- ③ 国際的な条約や協定の締結や支持を、国の国際政策の範囲で交渉し締結する。
- ④ 国の国境地帯や国境線を防御する政策の履行を調整し監督する。
- ⑤ 国が国際社会に活発に参加するための行動を促し調整する。
- ⑥ 伝統的に、これまで関係がなかった地域の国家や機関との関係を促し、国際的な行事のフォローアップを行う。
- ⑦ 非金融分野の国際機構や国際会議に国が参加する際の政策を提案する。
- ⑧ 国の常なる上級目的である海洋への再統合を促す政策を広報し、その行動を調整する。
- ⑨ 外交業務を通じてボリヴィアの歴史的、文化的及び芸術的な価値を普及する。
- ⑩ Unidad de Analisis de Política Exterior (UDAPEX:対外政策分析室)の活動を調整する。
- ⑪ Consejo Consultivo del Ministerio (外務・宗務省諮問委員会)の運営を促し、調整する。
- ⑫ 国際機構に対するボリヴィアの義務や分担金の履行を手配する。
- ⑬ 二国間合同委員会、二国間又は多国間の合弁委員会や部門間委員会などの政策諮問的な機構に於ける国の参加を調整すると共に、これらの委員会を主宰する。
- ⑭ 大統領トップ会談や外務大臣会議に於ける国の参加や準備を調整する。
- ⑮ 国際流域に関する二国間交渉を主宰し、これを調整する。

4. Viceministro de Relaciones Económicas Internacionales e Integración

(国際経済・統合次官)

- ① 国の経済を国際的な経済機構に進出させるために、二国間や多国間の経済関係に関する政策を提案し、その戦略を手段化する。
- ② 南米大陸の全体的、地域的及び準地域的な統合プロセスで国の交渉事項を調整すると共に、このプロセスに於ける国の立場を明確にする政策を指揮する。
- ③ 南米大陸の全体的、地域的及び準地域的な統合プロセスに関する大臣レベルの会議を除く同種の会議や交渉に於いて、全権代表や代表団長の責任を引き受ける。

- ④ 他国との協力に関する協約、協定や他の手段、他の大陸地域との統合プロセスなどを促し、これを交渉する。
- ⑤ 経済統合に於ける国の行動や立場に関する方針を国内の企業部門、労働部門や学術部門と調整し、経済統合から派生する課題や問題の分析や広報を促す。
- ⑥ 統合プロセスでボリヴィアが約束した事項や、他国がボリヴィアに約束した事項に関する決議や協定の履行を監視する。
- ⑦ ボリヴィアと隣接諸国の連結を目指し、且つ二大洋間連結（大陸横断）を促すためのエネルギー部門構造物や基盤構造物の開発を促進する統合政策を提起する。
- ⑧ 他省が担当する分野や部門で行っている対外交渉や国際協定を調整及び支援し、国際社会に於ける国の経済的利益を促進する。
- ⑨ 国際イベントで取り上げられる経済的なテーマをフォローアップし分析する。
- ⑩ 他の省、公共機関、民間の同業者組織の立場も調整しつつ、国が非金融的な国際経済機構に参加するよう促す。
- ⑪ 経済部門を担当する外交関係公務員の業務展開に関して指示や規定を発すると共に、その業務を評価する。

I-2-2 Ministerio de la Presidencia (大統領府)

I-2-2-1 大統領府の組織

大統領府は、下記の大臣、次官や局長などで編成されている

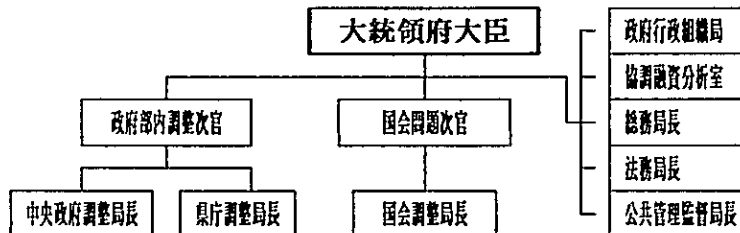
Ministro de Presidencia	(大統領府大臣)
Direstor General de Asuntos Administrativos	(総務局長)
Director General de Asuntos Juridicos	(法務局長)
Director General de Supervision de Gestion Publica	(公共管理監督局長)
Viceministro de Coordinacion Gubernamental	(政府部内調整次官)
Director General de Coordinacion con Administracion Nacional	(中央政府調整局長)
Director General de Coordinacion con Administracion Departamental	(県庁調整局長)

Viceministro de Asuntos Parlamentarios (国会問題次官)
 Director General de Coordinacion Parlamentaria (国会調整局長)

Servicio Nacional (全国業務局) :
 大臣の管下にある Servicio Nacional de Organizacion Administrativa
 del Poder Ejecutivo (政府行政組織局)

Unidad Especializada (専門業務室) :
 大臣の管下にある Unidad Especial de Analisis de Cofinanciamiento
 (UDACO: 協調融資分析室)

大統領府の組織略図



I-2-2-2 大統領府の大臣・次官の権限や責務

1. Ministro de Presidencia (大統領府大臣)

- ① 大統領と各大臣や各県庁との政治的及び行政的な行動を調整する。
- ② 閣僚会議の活動を調整する。
- ③ 行政地方分権化プロセスのフォローアップや管理を行う。
- ④ 行政権の組織化プロセスや改革プロセスのフォローアップや管理を行うと共に、Servicios Nacionales (国家業務局) の運営を監督する。
- ⑤ 立法権や国家選挙委員会と行政権の関係を調整する。
- ⑥ 立法権が発令した法令、共和国大統領が発布した政令や決裁令などを保管する。
- ⑦ 大臣が提起する政令案、最高決裁令案やその他の条令の手続きを誘導する。
- ⑧ 共和国大統領を代理して、Consejo Nacional de Politica Social (CONAPSO : 国家社会政策委員会) を主宰する。

2. Viceministro de Coordinacion Gubernamental (政府部内調整次官)

- ① 政府の調整機構を定める政策や規定を提案する。
- ② 大統領府と各省や各県庁の政治的及び行政的な行動の調整について、大統領府大臣を支援する。
- ③ 行政権の各省や各機関の関係や調整をフォローアップし監督する。
- ④ 閣僚会議の調整について大統領府大臣を支援すると共に、閣僚会議で決定された事項が履行されるようフォローアップする。
- ⑤ Plan de Accion Gubernamental (政府行動計画) の目標達成度を確認し評価するためのスケジュールを提案する。
- ⑥ 行政地方分権化プロセスのフォローアップと管理を実施、調整、援護する。
- ⑦ Consejo Nacional de Politica Social (CONAPSO:国家社会政策委員会) の活動について大臣を支援する。
- ⑧ 国会宛てに準備する大統領メッセージ (教書) や報告書の作成を技術的に支援する。
- ⑨ 政府の決断プロセスを援護する手段である書類保管センターの運営を調整する。

3. Viceministro de Asuntos Parlamentarios (国会問題次官)

- ① 立法権との関係を良好に保つための行政権の政策を提案し、行動を調整する。
- ② 立法権の日程に合わせて行政権の行動を調整すると共に、立法権の日程を追跡して行く。
- ③ 国会や上下院議会が発する決議や規定を行政権が履行するよう監視する。
- ④ 立法権が発する通達や情報の要求に対応する処置を調整し、行政権が適時に回答や報告を行うよう監督する。
- ⑤ 大臣が立法権に行う口頭答弁や報告を調整する。
- ⑥ 行政権が立法権宛てに行う法案の提出を調整し、その手続きをフォローアップする。
- ⑦ 立法権が発令した法令の発布と発刊を手配する。
- ⑧ 行政権が国会臨時総会の開催を要する場合は、立法権に臨時召集を提案し、それを調整する。
- ⑨ 立法手段の発展と現行化に関する立法権やその委員会の発意を支援する。
- ⑩ 国家選挙委員会とその管下の部署に対する行政権の調整活動を実施、監督、追跡する。

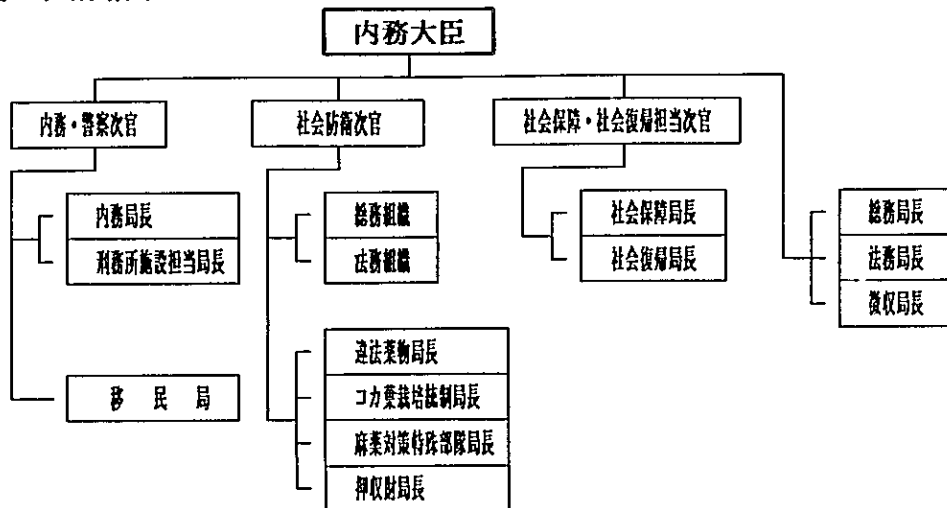
1-2-3 Ministerio de Gobierno (内務省)

I-2-3-1 内務省の組織

内務省は、下記の大臣、次官、局長や国家業務局で編成されている。

Ministro de Gobierno	(内務大臣)
Director General de Asuntos Administrativos	(総務局長)
Director General de Asuntos Juridicos	(法務局長)
Director General de Recaudaciones	(徴収局長)
Viceministro de Regimen Interior y Policia	(内務・警察次官)
Director General de Regimen Interior	(内務局長)
Director General de Regimen Penitenciario	(刑務所施設担当局長)
Viceministro de Defensa Social	(社会防衛次官)
Macanismo Administrativo Independiente	(総務組織)
Mecanismo Juridico Independiente	(法務組織)
Director General de Sustancias Controladas	(違法薬物局長)
Director General de Control y Fiscalizacion de la Hoja de Coca	(コカ葉統制監督局長)
Director General de la Fuerza Especial de la Lucha Contra el Narcotrafico	(麻薬対策特殊部隊局長)
Director General de Bienes Incautados	(押収財局長)
Viceministro de Prevencion y Rehabilitacion	(社会保障・社会復帰 担当次官)
Director General de Prevencion	(社会保障局長)
Director General de Rehabilitacion	(社会復帰局長)
Servicio Nacional (国家業務局) :	
内務・警察次官の管下にある Servicio Nacional de Migracion	(移民局)

内務省の組織略図



1-2-3-2 内務省の大臣・次官の権限や責務

1. Ministro de Gobierno (内務大臣)

- ① 公共秩序や社会平和を維持するために、国の政治制度や安全保障を保つ。
- ② 憲法に定める国民の基本的な権利を保証し、その権利が全面的に守られるように監視する。
- ③ 移民政策や規定を策定、指揮、調整すると共に、移民局の運営を監督する。
- ④ 刑務所制度を管理する。
- ⑤ 社会防衛制度を管理する。
- ⑥ 麻薬中毒患者に関して保健・社会福祉大臣と調整しつつ、その政策や規定を策定すると共に、予防、リハビリ、社会復帰の制度を管理する。
- ⑦ 各県内の安全保障について各県知事と調整し計画するとともに、安全保障の行動についてポリヴィア国家警察と調整し計画する。
- ⑧ 大統領の指示やポリヴィア国家警察組織法に従い、司令官を通じて国家警察を指揮する。

2. Viceministro de Regimen Interior y Policia (内務・警察次官)

- ① 国の法律に従って国内の安全、公共秩序や社会平和を保つ政策を提案し、その行動を調整する。

- ② 憲法に定める権利や保証を尊重させ、その全面的な適用を監視する。
- ③ 各県の県庁や各郡の副県庁（県庁支所）が担当する県内や郡内の安全対策活動を調整し監督する。
- ④ 大統領の指示や警察組織法に従い、内務大臣を代理して国家警察軍の行動を調整し監督する。
- ⑤ 国民の保護と安全に関する政策を提案し、その行動を調整する。
- ⑥ 社会平和を乱す又は脅かす政治的又は社会的な紛争状態を防止、緩和、解決するための業務を行う。
- ⑦ 刑務所制度を管理し、刑務所の安全、実刑に服している囚人の福祉、リハビリ、社会復帰や労働復帰を目指す。
- ⑧ 犯罪予防策を提案し、その行動を調整する。
- ⑨ Servicio Nacional de Migracion（移民局）の運営を監督する。

3. Viceministro de Defensa Social（社会防衛次官）

- ① 規制物質の非合法的な生産、輸送、売買を予防、禁止、抑圧するための政策や規定を内務大臣を通じて CONALTID（国家麻薬密輸対策闘争委員会）に提案する。
- ② 麻薬対策闘争に関する国の規定や国際協定の履行を監督する。
- ③ 麻薬対策闘争に関する法的基準を開発し、その調整を提案する。
- ④ 規制された化学品や薬物の輸送や用途を登録し監視すると共に、その使用を確認する。
- ⑤ コカ葉の売買、輸送や仕向け地を統制し監督する。
- ⑥ 麻薬の密輸や密売を抑圧する行動を指揮する。
- ⑦ CONALTIDに情報や技術的支援を提供する。
- ⑧ 麻薬密輸を防止し抑圧する国際的な類似機関と、防止や抑圧の活動を調整する。
- ⑨ 麻薬密輸の犯罪者から押収した資産を特定法規に従って保管する。
- ⑩ 麻薬密輸の犯罪者の裁判プロセスをフォローアップする。

4. Viceministro de Prevencion y Rehabilitacion（社会保障・社会復帰

担当次官）

- ① 麻薬や非合法的な薬品の消費を防ぐ政策や規定を内務大臣を通じて CONALTID に提案する。
- ② 麻薬や覚醒剤の消費に関する国際会議やイベントをフォローアップする。

- ③ 薬物（麻薬・覚醒剤）中毒患者の治療、リハビリ、社会復帰を目指す政策を保健・年金省と協力しつつ提案し、その行動を調整する。
- ④ 予防・リハビリ・社会復帰に関する国の制度を管理する。
- ⑤ 特に教育施設や青少年を対象にして麻薬や覚醒剤の使用や消費に関する広報活動や自覚喚起の活動の促すと共に、その活動を調整する。
- ⑥ 社会的なマスコミ手段を通じて麻薬問題に関する広報キャンペーンを促す。
- ⑦ 予防、リハビリ、社会復帰の活動を展開する民間組織の計画や運営を許可し、それを登録する。
- ⑧ 薬物（麻薬・覚醒剤）中毒患者リハビリセンターの設立や運営を奨励する。

I-2-4 Ministerio de Defensa Nacional (国防省)

I-2-4-1 国防省の組織

国防省は、下記の大臣、次官、局長や国家業務局で編成されている。

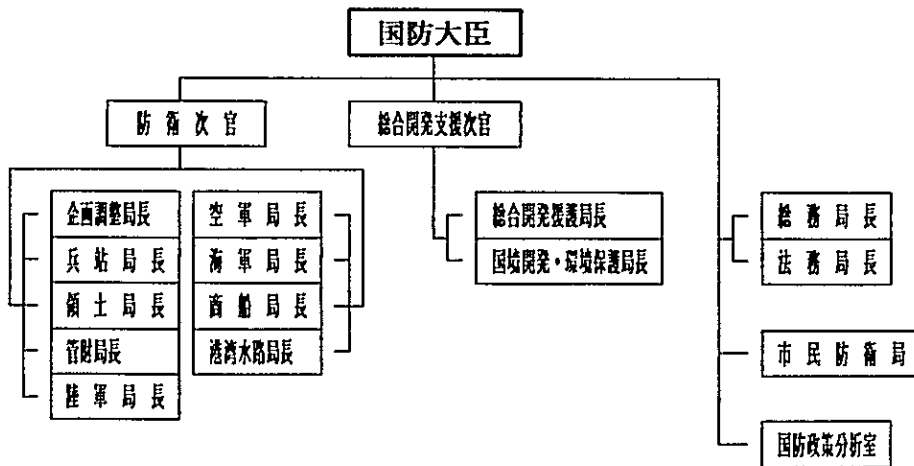
Ministro de Defensa Nacional	(国防大臣)
Director General de Asuntos Administrativos	(総務局長)
Director General de Asuntos Juridicos	(法務局長)
Viceministro de Defensa	(防衛次官)
Director General de Planeamiento y Coordinacion	(企画調整局長)
Director General de Logistica	(兵站局長)
Director General Territorial	(領土局長)
Director General de Bienes, Patrimonios e Infraestructura	(管財局長)
Director General de Ejercito	(陸軍局長)
Director General de Aeronautica Militar	(空軍局長)
Director General de la Fuerza Naval, Intereses Maritimos, Fluviales y Lacustres	(海軍局長)
Director General de Marina Mercante	(商船局長)
Director General de Puertos y Vias Navegables	(港湾水路局長)

Viceministro de Apoyo al Desarrollo Integral (総合開発支援次官)
 Director General de Apoyo al Desarrollo Integral (総合開発支援局長)
 Director General de Desarrollo de Fronteras y
 Proteccion de Medio Ambiente (国境開発・環境保護局長)

Servicio Nacional (国家業務局) :
 国防大臣の管下にある Servicio Nacional de Defensa Civil
 (市民防衛局)

Unidad Especializada (専門業務室) :
 大臣の管下にある Unidad de Analisis de Politca de Defensa Nacional
 (国防政策分析室)

国防省の組織略図



1-2-4-2 国防省の大臣・次官の権限や責務

1. Ministro de Defensa Nacional (国防大臣)

- ① 政治・行政面に関する大統領の指示をポリヴィア国軍（陸・海・空軍）に通達する。
- ② ポリヴィア国軍の予算を作成、提出、管理する。
- ③ 国の公共権力に対してポリヴィア国軍を代表する。
- ④ 軍事司法を介して軍部規律を監視する。

- ⑤ 陸海空軍の夫々の運営業務を調整する。
- ⑥ 国防政策を調整し施行する。
- ⑦ Servicio Nacional de Defensa Civil (市民防衛局) の運営を監督する。
- ⑧ 共和国大統領を代理して Sistema Nacional de Defensa Civil (国家市民防衛システム) を主宰する。
- ⑨ 共和国大統領を代理し、Consejo Supremo de Defensa Nacional (COSDEMA : 国家防衛最高委員会) を主宰する。
- ⑩ 国の総合開発を支援すると共に、国境地帯の強化を促す。
- ⑪ 河川・湖沼の利害関係に間する措置を講じると共に、国の海洋権の獲得を促す。

2. Viceministro de Defensa (防衛次官)

- ① 国防に関する政策や戦略を提案する。
- ② 政治や行政に関する大臣の指示をポリヴィア国軍に伝える。
- ③ 国防プログラムやプロジェクトを企画し監督する。
- ④ 軍法や軍部規律の適用と遵守を監視する。
- ⑤ ポリヴィア国軍の予算案を提出すると共に、その実施を管理する。
- ⑥ 陸海空軍の技術・運営・管理面に関する近代化計画を進める。
- ⑦ 陸海空軍の特に資産、基本施設や兵站などに関する管理業務を調整する。
- ⑧ 海事、河川、湖沼に関する国益を保護し開発するための政策や行動を促す。
- ⑨ 商船、港湾や航行用水路の開発を目指した行動や計画を促す。
- ⑩ 運輸・通信・航空次官と調整しつつ、領空管制と空港の安全に関する行動や計画を促進する。
- ⑪ 国境開発計画の展開を監督する。

3. Viceministro de Apoyo al Desarrollo Integral (総合開発支援次官)

- ① 国の総合開発に関するポリヴィア国軍の支援を具体化するための政策を提案し、その活動を調整する。
- ② 各省と調整しつつ、ポリヴィア国軍が支援し得る分野、地方、プロジェクトやプログラムを確認する。
- ③ 国境地帯に国が効果的に実存するよう、国境地帯を開発して強化する政策を提案し、その行動を調整する。

- ④ 環境・自然資源・林業開発次官と調整しつつ、環境の保存や保護に関するポリヴィア国軍の参加を目指した計画や行動を提案する。
- ⑤ 文化次官と調整しつつ、文化財の保存や保護に関するポリヴィア国軍の参加を目指した計画や行動を提案する。
- ⑥ 教育・文化・スポーツ省の担当次官と調節しつつ、兵役に服した徴兵の軍部施設内教育訓練を目指した計画や行動を提案する。

I-2-5 Ministerio de Hacienda (大蔵省)

I-2-5-1 大蔵省の組織

大蔵省は、下記の大臣、次官、局長や国家業務局で編成されている。

Ministro de Hacienda	(大蔵大臣)
Director General de Asuntos Administrativos	(総務局長)
Director General de Asuntos Juridicos	(法務局長)
Viceministro de Presupuesto y Contaduria	(予算・会計次官)
Director General de Presupuesto	(予算局長)
Director General de Contaduria	(会計局長)
Viceministro de Tesoro y Credito Publico	(財務・公債次官)
Director General de Tesoro	(財務局長)
Director General de Credito Publico	(公債局長)
Director General de Programacion Financiera	(金融計画局長)
Director General de Pensiones	(年金局長)
Viceministro de Asuntos Financieros	(金融次官)
Director General de Normas Financieras	(金融規程局長)
Director General de Seguimiento Financiero	(金融追跡局長)
Viceministro de Politica Tributaria	(税務政策次官)
Director General de Politica Tributaria Interna	(国内税務政策局長)
Director General de Politica Arancelaria	(関税政策局長)

Viceministerio de Inversion Publica y Financiamiento Externo

(公共投資・国際金融次官)

Director General de Inversion Publica (公共投資局長)

Director General de Financiamiento Externo (対外財務局長)

Servicios Nacionales (国家業務局) :

税務政策次官の管下にある

Servicio Nacional de Impuestos Internos (税務局)

Servicio Nacional de Aduana (関税局)

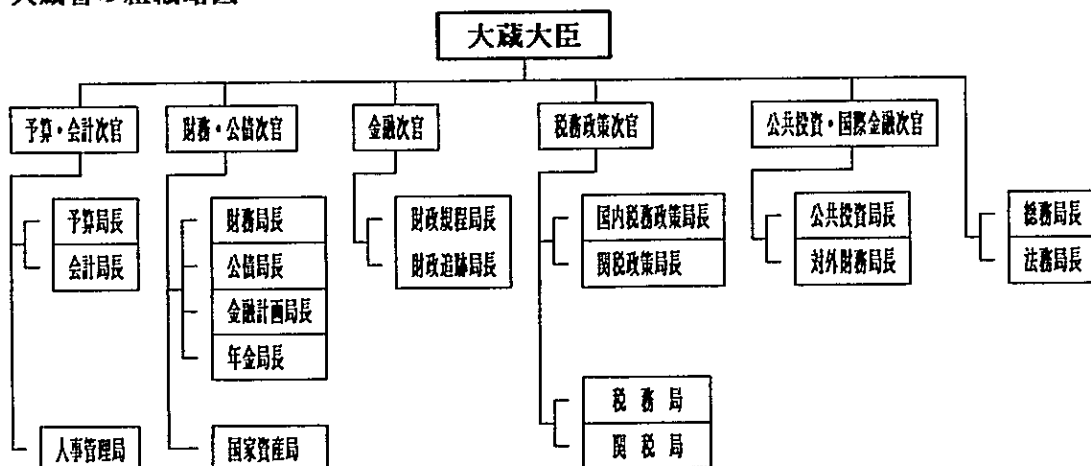
財務・公債次官の管下にある

Servicio Nacional de Patrimonio del Estado (国家資産局)

予算・会計次官の管下にある

Servicio Nacional de Administracion de Personal (人事管理局)

大蔵省の組織略図



I-2-5-2 大蔵省の大臣・次官の権限や責務

1. Ministro de Hacienda (大蔵大臣)

- ① 国の予算政策や会計政策を策定、施行、管理する。
- ② 国会に提出する国家総合予算案を各省の大臣の参加を得て作成すると共に、予算の実施を監督する。

- ③ 国庫や公債に関する政策や財政計画を策定し実施する。
- ④ 納税政策を策定し、それを履行させるための規定を定める。
- ⑤ 税務局や関税局を通じて国内税や関税を徴収すると共に、国会に提出する公共収益金の投資勘定書を作成する。
- ⑥ 銀行政策が適切に行われるように監視する。
- ⑦ 通貨政策や融資政策について Banco Central de Bolivia（ポリヴィア中央銀行）と調整する。
- ⑧ 金融システムに関する適切な法規類、制度や政策について、ポリヴィア中央銀行や金融監督機関と調整する。
- ⑨ 年金配当システムに於ける恩給金や社会補償金を支払うための長期債務を組織化し調整すると共に、その支払いを実行する。
- ⑩ Ley de Capitalizacion（資本強化法）や Ley de Pensiones（年金法）に従って国民に支給される資金に関する政策や戦略を策定し、それを実行するための手段を講じる。
- ⑪ 公共投資政策を策定、実施、管理すると共に、実施状態を追跡する。
- ⑫ 関係各省と調整の上、技術協力に関する協定の締結を促し、手続きする。
- ⑬ 国家委員会が優先化した各種のプラン、プログラムやプロジェクトを実施するための融資導入を促し、その協定を手続きして締結する。
- ⑭ 国際金融政策を実施すると共に、各種の国際金融協定を締結する。
- ⑮ 国家委員会が定める優先度に従って先行投資の順番を決定すると共に、そのための公共投資予算案を作成する。
- ⑯ 管下の国家業務局を監督する。
- ⑰ Fondo de Desarrollo del Sistema Financiero (FONDESIF:金融システム開発基金) と Nacional Financiera Boliviana (NAFIBO:ポリヴィア国家金融) の展開を管理する。
- ⑱ Sistema de Regilacion Financiera (SIREFI:金融規制システム) を監督する。
- ⑲ 大統領の代理として、Consejo Nacional de Politica Economica (CONAPE:国家経済政策委員会) を主宰する。

2. Viceministro de Presupuesto y Contaduria (予算・会計次官)

- ① 公共部門の資金や人的資源を適切に割り当てるための予算政策を提案する。
- ② Ley de Administracion y Control Gubernamental No. 1178 (政府管理監督法

第1178号)で規定する予算システムに従って、公共部門の予算案を作成、提出、変更、修正するための財政的な規範や基準を提案する。

- ③ 閣僚会議や国会に提出するための国家総合予算案を作成する。
- ④ 閣僚会議や国会に提出するための修正予算案を作成する。
- ⑤ 公共部門の組織や機関の予算の実施状態を監督し評価する。
- ⑥ 予算の実施状態を記録して行く。
- ⑦ 政府管理監督法第1178号に従った簿記の基準、方法や手順を策定し、その履行を監督する。
- ⑧ 中央政府の財政状態に関する報告書を作成する。
- ⑨ 大蔵省の各次官と調整しつつ、国会に提出される公共支出・投資勘定に関する年次報告書の案を準備する。
- ⑩ 公共組織や機関の給料ベースを評価して承認する。
- ⑪ Servicio Nacional de Administracion de Personal (人事管理局)の運営を監督する。

3. Viceministro de Tesoro y Credito Publico (財務・公債次官)

- ① 国庫、公債、財政計画などの政策、基準や手順を提案する。
- ② 国庫財務計画、財政計画、国庫収入予算案の作成に参加する。
- ③ 国家総合予算を実施するための国家収入や国家資金を管理する。
- ④ 資金の準備状態に合わせて予算を実施するために、国庫が支払う資金を毎年、毎月、毎日を通じて計画し、その実施を監督する。
- ⑤ 国庫計画や財政計画のフォローアップを行い、公共部門の資金の流れに関するプロセスを規定して、その流れを確保する。
- ⑥ 国際機関に対する分担金や出資金の支払いを計画し監督する。
- ⑦ 国内外からの公共借款に関する政策を提案すると共に、公債の支払いに関する交渉や支払計画再編成のプロセスに参加する。
- ⑧ 国内外の公債を管理し、債権サービス料(元本と利子)の返済を計画する。
- ⑨ 国庫が保管する有価証券、預金証書、手形や公債を証券市場で取引する際の許可を与える。
- ⑩ 国内外に開設している国庫の普通勘定口座を管理する。
- ⑪ 国が発行する有価証券を印刷し保管すると共に、国を代理して発行する。
- ⑫ 大蔵大臣がポリヴィア中央銀行や公共の金融機関などを行う調整を援護する。
- ⑬ 長期的に残る年金配当制度のシステムを管理する。

- ⑭ 長期的に残る年金配当制度のシステムやデータベースを設定し、これを運営する。
- ⑮ Servicio Nacional de Patrimonio del Estado (国家資産局) の運営を監督する。

4. Viceministro de Asuntos Financieros (金融次官)

- ① Ley de Seguro Social Obligatorio (社会保障法)、Ley de Mercado de Valores (証券市場法)、Ley de Seguros y Reaseguros (保険・再保険法) に適合させた Sistema de Regulacion Financiera (SIREFI:金融規制システム) の規範や基準を提案する。
- ② 金融部門の規定に関する知識の普及を促す。
- ③ 身障者年金や死亡手当金の受給者の資格を査定する基準を定める。
- ④ 資本強化法第 6 条と年金法 3 条に定めるポリヴィア国民の共有資金に関する戦略を策定し、それを具体化する。
- ⑤ 年金制度の基準や管理に関係している国際機関との間に協力関係を設ける。
- ⑥ 大蔵大臣を代理してポリヴィア中央銀行の行動を調整する。
- ⑦ 大蔵大臣の指示に従い SIREFI (金融規制システム) と大蔵省の関係を調整する。

5. Viceministro de Politica Tributaria (税務政策次官)

- ① 大蔵大臣を代理して、税務当局者の資格を行使する。
- ② 国内税政策や関税政策を提案する。
- ③ 納税法とその規定の履行を監視する。
- ④ 税務局、関税局、予算・会計次官、財務・公債次官やその他と調整しつつ、国内税や関税の徴収目標額を計画し提案する。
- ⑤ 納税の義務に関して国民の自覚を喚起するために、納税の義務や税金問題に関する知識の普及を促す。
- ⑥ 国内税や関税の徴収目標額の達成度を評価する。
- ⑦ 地方自治体政府(市役所)の管下にある税金や料金の徴収について、その徴収能力を強化するために、地方自治体を支援するプロセスや行動を促す。
- ⑧ 公共の機関や部署が必要な法的根拠もなく税金、分担金や料金を徴収した場合は、それらの機関や部署に警告を発し、その行為を取り締まる。

- ⑨ 共同市場協定や特別待遇貿易制度にもとづく関税協定の交渉や締結に、外務・宗務省の当局者と共に国を代表して参加する。
- ⑩ 対外貿易を検査するシステムを監督する。
- ⑪ 税務局と関税局の運営を監督する。

6. **Viceministro de Inversion Publica y Financiamiento Externo**

(公共投資・国際金融次官)

- ① 公共投資や国際金融に関する政策や規定を提案すると共に、Sistema Nacional de Inversion Publica (SNIP: 国家公共投資システム) の適用を監督する。
- ② 年度ごとに公共投資計画を作成し、その実施を監督すると共に、国家委員会が定める優先度に従って先行投資を決定する。
- ③ 中央政府、州政府（県庁）及び地方自治体政府の投資計画のフォローアップを行う。
- ④ 国家公共投資システムとこのシステムを管理し評価する技法を適切に運用するための基準、方法や訓練計画を提案する。
- ⑤ 各関係省や機関と調整しつつ、国が優先するプログラムやプロジェクトに対する外国の融資、供与や技術協力を促進し交渉する。
- ⑥ 資金や労力の重複や分散を避けるために、国際的な技術協力や経済協力の需要や供給に付いて計画し調整する。
- ⑦ 国際協力資金で手掛られたプロジェクトに関する情報システムの運営を調整する。
- ⑧ Registro Nacional de Organizaciones No gubernamentales (NGO's: 非政府機関国家登録) を実施し、NGO's と政府機関の関係を調整する。
- ⑨ Registro Nacional de Empresas Consultoras (コンサルタント国家登録) を実施し、各分野のコンサルタント規定の履行を監督する。この登録は県庁に分権化することもできる。
- ⑩ 外国が供与した物資の現地積立資金や現金化資金を管理し、その資金の運用計画を立てる。

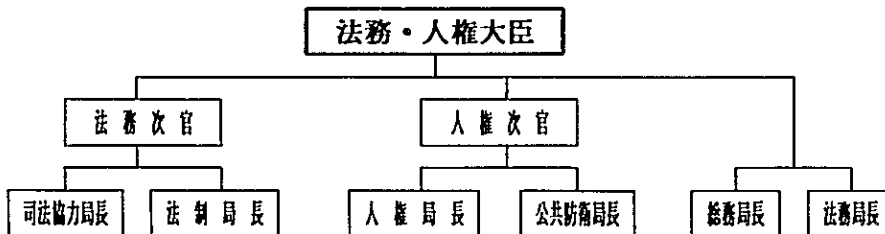
I-2-6 Ministerio de Justicia y Derechos Humanos (法務・人権省)

I-2-6-1 法務・人権省の組織

法務・人権省は、下記の大臣、次官や局長で編成されている。

Ministro de Justicia y Derechos Humanos	(法務・人権大臣)
Director General de Asuntos Administrativos	(総務局長)
Director General de Asuntos Juridicos	(法務局長)
Viceministro de Justicia	(法務次官)
Director General de Coordinacion Judicial	(司法協力局長)
Director General de Desarrollo Normativo	(法制局長)
Viceministro de Derechos Humanos	(人権次官)
Director General de Derechos Humanos	(人権局長)
Director General de Defensa Publica	(公共防衛局長)

法務・人権省の組織略図



I-2-6-2 司法・人権省の大臣・次官の権限や責務

1. Ministro de Justicia y Derechos Humanos (法務・人権大臣)

- ① 国の法的秩序の系統化や現行化を促し、その適用と履行を監視する。
- ② 人権擁護政策を策定し、人権の尊重と防衛を促すと共に、公衆防衛に関する政策、規定、プログラムや組織を適切に管理する。
- ③ 人権に関する知識の普及や訓練を行う。

- ④ 省の活動を司法権、共和国検察庁や国民擁護院長官と調整する。
- ⑤ 政府の法律業務を支援し監督する。
- ⑥ 様々な公法権や私法権の課題や問題に関する規範の開発と現行化を促す。
- ⑦ 法律書の発行を奨励し認可する。

2. Viceministro de Justicia (法務次官)

- ① ボリヴィアの司法の発展を支援する政策や規定を提案する。
- ② 司法権や共和国検察庁と関係を深め、これらの組織を支援する行動に付いて、司法・人権大臣を代理して司法権や共和国検察庁と調整する。
- ③ 公衆道徳の向上と汚職を退治するプログラムを提案する。
- ④ 司法管理に関する法的な課題や問題を検討し、その広報を促す。
- ⑤ 公法権や私法権に関する法的秩序の系統化や現行化を促進する。
- ⑥ 法律関係の国際的テーマの開発や発展を国として検討し吸収して普及させるために、それらのテーマの開発や発展を追跡して行く。
- ⑦ 各省の法務局や他の公共機関の法務室の運営を支援し指導する。
- ⑧ 国が当事者である訴訟プロセスの展開をフォローアップし監視する。
- ⑨ 国の法的秩序に関する基準や規範を民間が印刷物として発行することを許可し、それを奨励する。
- ⑩ 司法科学の研究、分析や教育に関する著作物の編纂や発刊を促し奨励する。

3. Viceministro de Derechos Humanos (人権次官)

- ① 人権問題に関する政策や規定の策定を促す。
- ② 民間部門や公共部門が人権を尊重するように監視する。
- ③ 国の社会生活、文化や民主主義下の人権に関する知識の普及を奨励する。
- ④ 人権問題に関する国際会議やイベントをフォローアップし、本課題に関する行動を外国と調整すると共に、国内での普及や促す。
- ⑤ 法務・人権大臣の明確なる指示に従い、Programa Nacional de Defensa Publica (公共防衛プログラム)を管理すると共に、このプログラムを各県の都市や農村地帯に効果的に波及させる。
- ⑥ 人権擁護事務所を国内に開設すべく提案する。
- ⑦ 訴訟プロセスに於いても人権が尊重されるように手配する。
- ⑧ 基礎教育や高等教育の学科に人権のテーマが編入されるように奨励する。

1-2-7 Ministerio de Desarrollo Economico (経済開発省)

1-2-7-1 経済開発省の組織

経済開発省は、下記の大臣、次官、局長や国家業務局で編成されている。

Ministro de Desarrollo Economico	(経済開発大臣)
Director General de Asuntos Administrativos	(総務局長)
Director General de Asuntos Juridicos	(法務局長)
Viceministro de Coordinacion Sectorial	(セクター間調整次官)
Director General de Coordinacion Sectorial	(セクター門調整局長)
Director General de Politicas de Desarrollo Economico	(経済開発政策局長)
Viceministro de Energia e Hidrocarburos	(エネルギー・石油次官)
Director General de Energia	(エネルギー局長)
Director General de Hidrocarburos	(石油局長)
Viceministro de Transportes, Comunicaciones y Aeronautica Civil	(運輸・通信・航空次官)
Director General de Transportes	(運輸局長)
Director General de Comunicaciones	(通信局長)
Director General de Aeronautica Civil	(航空局長)
Viceministro de Minería y Metalurgia	(工業・冶金次官)
Director General de Minería	(鉱業局長)
Director General de Metalurgia	(冶金局長)
Viceministro de Industria y Comercio Interior	(産業・貿易次官)
Director General de Industria	(産業局長)
Director General de Comercio Interno	(国内商業局長)
Director General de Artesania, Pequena y Mediana Industria	(手工芸・中小規模産業局長)

Servicios Nacionales (国家業務局) :

産業・貿易次官の管下にある

Servicio Nacional de Registro de Comercio (国家商業登録局)

Servicio Nacional de Propiedad Intelectual (国家知的所有権局)

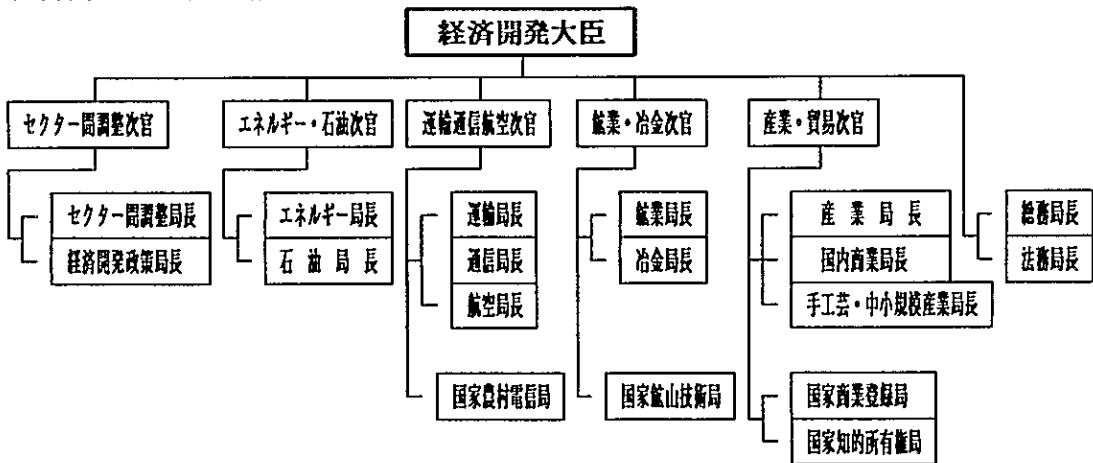
鉱業・冶金次官の管下にある

Servicio Nacional Tecnico de Minas (国家鉱山技術局)

運輸・通信・航空次官の管下にある

Servivio Nacional de Telecomunicaciones Rurales (国家農村電信局)

経済開発省の組織略図



I-2-7-2 経済開発省の大臣・次官の権限や責務

1. Ministro de Desarrollo Economico (経済開発大臣)

- ① エネルギー、石油、ガス、鉱業、冶金、国内商工業、運輸、通信、航空の各分野の開発政策や規定を策定し、その実施を監督する。
- ② 生産分野に対する投資と科学や技術の開発を促す。
- ③ 技術基準、品質基準や度量衡基準に関する国の制度を監督する。
- ④ 管下の国家業務局の運営を監督する。
- ⑤ 市場の動向を見守り、自由競争を促すと同時に、消費者を保護する。
- ⑥ 生産業やサービス業の分野の同業者団体の組織開発を促し、近代的な企業経営形態を導入するよう奨励する。
- ⑦ 中小企業の発展や拡大と生産的な連携を奨励する。

- ⑧ 国内の手工芸部門の開発と競争性の向上を奨励する。
- ⑨ 県庁や地方自治体政府と調整しつつ、国内道路網に関する政策を策定する。
- ⑩ Sistema de Regulacion Sectorial（セクター規制システム）を監督する。

2. Viceministro de Coordinacion Sectorial（セクター間調整次官）

- ① 経済開発省とその管下の機関や組織の部門政策や活動を調整する。
- ② 経済開発省が管下の様々な分野で展開する活動をフォローアップする。
- ③ 経済開発省管下のプログラムやプロジェクトの目標達成に関するフォローアップや評価を行う手段を定める。
- ④ 経済開発省の省内委員会の幹事を務めると共に、大臣を代理してこれを主宰する。
- ⑤ 公共部門や民間部門に対する経済開発省の渉外活動を調整する。

3. Viceministro de Energia e Hidrocarburos（エネルギー・石油次官）

- ① エネルギー・石油部門の政策を提案し、両部門の総合的な開発を促す。
- ② エネルギー・石油部門を規制する法律や規定の適用と履行を監視すると共に、規定や評価方法の現行化を促す。
- ③ エネルギー・石油部門の投資、増産、技術開発を促すと共に、本部門の近代化と資源の合理的な利用を目指す。
- ④ 環境・自然資源・林業開発次官と調整しつつ、エネルギー・石油部門の生産やサービスに関する活動を展開する際の技術基準や環境基準を提案する。
- ⑤ 国内外に於けるエネルギー・石油産物の販売開発を促すと共に、これら産物や消費財の価格や市場動向に関する情報システムを維持する。
- ⑥ 外務・宗務省と調整しつつ、エネルギー・石油部門の産物の外国市場進出や貿易協定を提案し、これを交渉する。
- ⑦ 資本強化された企業の投資契約や協約の達成度を確認する貿易・投資省を技術面で援護する。
- ⑧ 油田地帯やガス埋蔵地帯を鉱区化するために、公認地図を作成して開発区域を指定するよう YPFB（石油公社）に奨励する。
- ⑨ 石油製品に関する価格政策を提案すると共に、国産品や輸入品の国内市場での販売に於ける最低品質基準を設定し公表する。

- ⑩ 経済開発大臣の指示に従い、SIRESE（セクター規制システム）の枠内で経済開発省と Superintendencia de Electricidad（電力監督局）やSuperintendencia de Hidrocarburos（石油監督局）の関係を調整する。

4. Viceministro de Transportes, Comunicaciones y Aeronautica Civil

（運輸・通信・航空次官）

- ① 国内を結ぶ手段である運輸、通信、航空の開発を奨励し調節する政策や規定を提案する。
- ② 国の道路政策を提案すると共に、道路を国道（幹線道路）、県道（準幹線道路）と地方自治体道路（農村道）に分類する。
- ③ 大陸横断道路（輸出回廊）や国家統合道路の開発を促す。
- ④ 道路輸送、鉄道輸送、河川・湖沼輸送、民間航空や商業航空のサービス提供者を登録し規制する。
- ⑤ 電信網の開発を促すと共に、電信サービスや国内の電磁圏（電波）の開発や使用を規制する。
- ⑥ 公共部門や民間部門による郵便業務の開発を促すと共に、これを規制する。
- ⑦ 道路、鉄道、航空、空港、河川・湖沼港湾などの構造物の開発と適切な維持管理を奨励する。
- ⑧ 輸送基盤の建設、維持管理、操業や復旧に於ける民間の参加を奨励する。
- ⑨ 建設会社を登録し、その営業を規制する。
- ⑩ Servicio Nacional de Telecomunicaciones Rurales（国家農村電信局）の運営を監督する。
- ⑪ 経済開発大臣の指示に従い、SIRESE（セクター規制システム）の枠内で経済開発省と Superintendencia de Telecomunicaciones（電信監督局）やSuperintendencia de Transportes（運輸監督局）の関係を調整する。

5. Viceministro de Minería y Metalurgia（鉱業・冶金次官）

- ① 鉱業・冶金部門の開発を促す政策や規定を提案し、その履行を監督する。
- ② 鉱業・冶金部門に適用されている法制度や規定の遂行を監視する。
- ③ 鉱業・冶金活動に関する投資、生産や技術開発を奨励する。
- ④ 付加価値を増やす生産や加工のプロセス、適切な販売システムや経営技術の導入と鉱業・冶金活動に関する知識の習得や普及を行い、本部門の近代化を促す。

- ⑤ 本部門の基準や規制の開発、適切な納税措置、鉱区の登録、所有権の安全性の確立などを促進する。
- ⑥ 環境・自然資源・林業開発次官と調整しつつ、鉱業・冶金部門の開発に伴う環境政策や環境規定を提案すると共に、環境管理を行う手段を設定する。

6. Viceministro de Industria y Comercio Interno (産業・貿易次官)

- ① 近代的且つ持続的に工業を発展させるための政策や規定を提案する。
- ② 工業部門の生産、生産性や加工性を改善するための技術開発や投資を奨励する。
- ③ 工業部門の生産プロセスの縦横の関係を統一すると共に、下請け市場の設営を奨励する。
- ④ 農産加工業を奨励し、国の食糧安全性と自給自足の発展を目指す。
- ⑤ 持続的な工業開発を推進する基盤として資本財工業、基礎化学、製鉄業の発展を促すと共に、伝統的な軽工業の再編成を奨励する。
- ⑥ 国内外で競争性を得るための主な要素である品質管理、技術の標準化、認定、資格認可や度量衡システムの開発を奨励する。
- ⑦ 生産に関連したサービス業の開発を促す。
- ⑧ 手工芸や中小産業部門の融資の確保、技術革新、近代的な経営や流通システムを奨励し、この部門の開発や振興を図る。
- ⑨ 国内市場の開発や統制に関する政策や規定を提案し、自由競争を促すと共に不正な競争を排斥して消費者を保護する。
- ⑩ 輸入品と国産品が国内市場に与えるインパクトを評価し、必要な政策や行動を提案し、これを調整する。
- ⑪ 貿易・投資省と調整しつつ、輸入や国内市場にインパクトを及ぼす保税倉庫地帯の運営を統制する。
- ⑫ Servicio Nacional de Registro de Comercio (国家商業登録局) と Servicio Nacional de Propiedad Intelectual (国家知的所有権局) の運営を監督する。

1-2-8 Ministerio de Educacion, Cultura y Deportes (教育・文化・スポーツ省)

1-2-8-1 教育・文化・スポーツ省の組織

教育・文化・スポーツ省は、下記の大臣、次官臣や局長で編成されている。

Ministro de Educacion, Cultura y Deportes (教育・文化・スポーツ大臣)

Director General de Asuntos Administrativos (総務局長)

Director General de Asuntos Juridicos (法務局長)

Viceministro de Educacion Inicial, Primaria y Secundaria

(初等・中等教育次官)

Director General de Coordinacion Departamental y Distrital

(地方調整局長)

Director General de Formacion de Docentes

(教員養成局長)

Viceministro de Educacion Superior, Ciencia y Tecnologia

(高等教育・科学・技術次官)

Director General de Educacion Tecnica Superior (高等技術教育局長)

Director General de Educacion Universitaria y Post Grado

(大学教育局長)

Director General de Ciencia y Tecnologia

(科学・技術局長)

Viceministro de Educacion Alternativa

(代替教育次官)

Director General de Educacion Alternativa

(代替教育局長)

Viceministro de Cultura

(文化次官)

Director General de Promocion Cultural

(文化振興局長)

Director General de Patrimonio Cultural

(文化遺産局長)

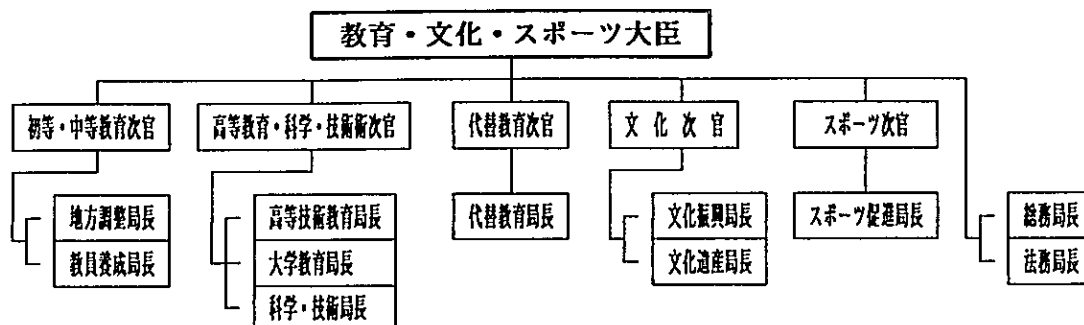
Viceministro de Deportes

(スポーツ次官)

Director General de Promocion e Infraestructura del Deportes

(スポーツ促進局長)

教育・文化・スポーツ省の組織略図



I-2-8-2 教育・文化・スポーツ省の大臣・次官の権限や責務

1. Ministro de Educacion, Cultura y Deportes (教育・文化・スポーツ大臣)

- ① 教育の全ての分野、水準や形態に関する政策や計画を策定、手段化、監督する。
- ② 公立や私立の教育施設に対する監督権を行使し、教育の効果や品質を監視する。
- ③ 公立の教育に必要な資金の供給につき、初等教育を優先して手配する。
- ④ 国の管下にある教職員を管理し、報酬の基準を定める。
- ⑤ 職業教育や技術教育を奨励する。
- ⑥ 科学や技術の研究と開発を奨励し普及させる。
- ⑦ 教育分野の組織や関係者の参加を得て、国の教育改革を実施する。
- ⑧ 各教育レベルに対する教育委員会の設立を促進する。
- ⑨ 公共機関や民間組織と調整しつつ、全ての形の文化を奨励する。
- ⑩ 国の文化的又は歴史的な遺跡や遺産を保護し保存すると共に、それらの修復を促す。
- ⑪ 歴史的、建築学的、芸術的又は民族学的な遺跡や遺産、及び古い文書や記録書に関係した作業を行う国内外の機関や組織の行動を監督する
- ⑫ 先住民族の文化や言語の普及を奨励する。
- ⑬ 文化や芸術の養成活動や訓練活動について、県庁や地方自治体と調整する。
- ⑭ スポーツ部門の政策を策定、監督、評価する。
- ⑮ スポーツ部門に関係している公共機関や民間組織の行動を規定し調整する。
- ⑯ 教育プログラムに基本的要素としてスポーツを取り入れ、これを奨励する。
- ⑰ 県庁が施工するスポーツ施設や構造物の建設をスポーツ技術の面から企画又は規定し、その遂行を監督する。

- ⑭ 公立や私立の教育施設の開発を奨励、規定化及び監督する。
- ⑮ 教育、文化、スポーツの各部門のプログラムやプロジェクトを実施するために、大蔵省と調整しつつ、外国の技術協力や資金協力の導入を促す。

2. Viceministro de Educacion Inicial, Primaria y Secundaria

(初等・中等教育次官)

- ① 全ての形態の就学前・初等・中等教育の政策や規定を提案する。
- ② 教員養成に関する政策を提案し、その行動を調整する。
- ③ 全ての形態の公立や私立の就学前・初等・中等教育の教育業務の品質と効果についてフォローアップし、これを監督する。
- ④ 管下の公立教育業務に適時に資金を与える戦略や手段を提案する。
- ⑤ 国から報酬を得る教職員の人事管理や報酬に関する政策や規定を提案する。
- ⑥ 管下の就学前・初等・中等教育の教育科目を提案する。
- ⑦ 教育部門に全国、県又は地方自治体の規模で介入している機関や組織と調整しつつ、教育改革プロセスを監督し評価する。
- ⑧ 社会組織が教育部門に参加する機構、即ち各校の Junta Escolar (教育委員会から Consejo Nacional de Educacion (全国教育委員会) までの組織の設立を促す。
- ⑨ 公立や私立の就学前・初等・中等教育の施設を評価し、資格を与える際の規定を提案する。
- ⑩ 教育施設の建設や開発について、地方自治体政府を技術的に指導し支援する。

3. Viceministro de Educacion Superior, Ciencia y Tecnologia

(高等教育・科学・技術次官)

- ① 高等教育、研究、科学及び技術の開発に関する政策や規定を提案する。
- ② 科学と技術の発展を促し奨励する。
- ③ 公立や私立の高等技術教育センター、大学や大学院の資格認定に関する規定を提案する。
- ④ 育英システムの設立を促す。
- ⑤ 資質養成教育、高等技術教育や教職員養成教育を促す。

4. Viceministro de Educacion Alternativa (代替教育次官)

- ① 全ての形や水準の代替教育を奨励し、動機づける政策や規定を提案する。
- ② 公立や私立の代替教育活動を支援し監督する。
- ③ 資質養成や技術養成を行う代替教育を奨励する。

5. Viceministro de Cultura (文化次官)

- ① 全ての文化的な表現を開発する政策や規定を提案する。
- ② 公共部門や民間部門の機関や組織と調整しつつ、考古学的、建築学的又は文化的な遺産の保存や修復の活動に関する政策や規定を提案する。
- ③ 歴史的、建築学的、考古学的、芸術的、民族的又は資料的な遺産を保存する規定を、国内外の機関や組織が守るように支援し監督する。
- ④ 文化や芸術の奨励や訓練の活動を県庁や地方自治体と調整する。

6. Viceministro de Deportes (スポーツ次官)

- ① 様々な形のスポーツの発展を促す政策や規定を提案する。
- ② スポーツを奨励する活動について、本部門に関係している公共や民間の機関や組織と調整する。
- ③ 教育システムのプログラムにスポーツの科目を編入する。
- ④ スポーツ施設の建設について、スポーツ学的及び技術的な観点に立った規定を提案し、これを監督する。

1-2-9 Ministerio de Salud y Prevision Social (保健・年金省)

1-2-9-1 保健・年金省の組織

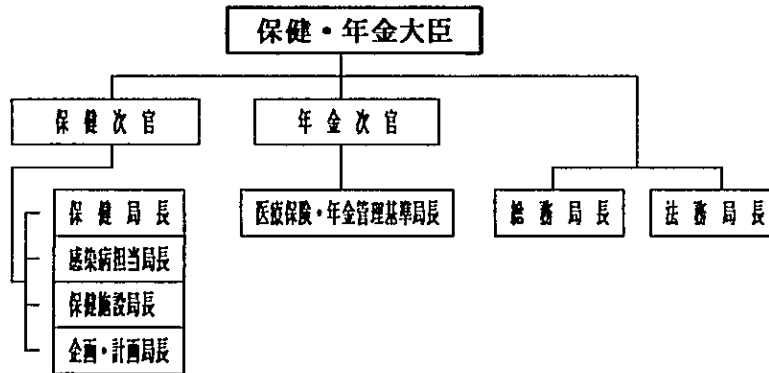
保健・年金省は、下記の大臣、次官や局長で編成されている。

Ministro de Salud y Prevision Social	(保健・年金大臣)
Director General de Asuntos Administrativos	(総務局長)
Director General de Asuntos Juridicos	(法務局長)

Viceministro de Salud	(保健次官)
Director General de Salud	(保健局長)
Director General de Epidemiologia	(感染症担当局長)
Director General de Servicios de Salud	(保健施設局長)
Director General de Planificacion y Proyectos	(企画・計画局長)

Viceministro de Prevision Social	(年金次官)
Director General de Normas para Seguros de Salud y Entes Gestores	(医療保険・年金管理 基準局長)

保健・年金省の組織略図



I-2-9-2 保健・年金省の大臣・次官の権限や責務

1. Ministro de Salud y Prevision Social (保険・年金大臣)

- ① Regimen Nacional de Salud (国家保健制度) の政策や規定を策定すると共に、全ての保健活動を企画、調整、管理する。
- ② 国家保健制度の基本概念である効果、平等性及び普遍性の適用を可能ならしめる規定や手順を定める。
- ③ 保健モデルやシステムに合わせた資金を獲得するための総合的な政策を定める。
- ④ 保健部門に対する外国の融資を導入する協定を促すべく交渉すると共に、協定実施を調整し監督する。融資協定の締結は大蔵省の担当である。
- ⑤ 地方自治体政府管下の保健部門の資金を地方自治体が独自で調達するよう促す。
- ⑥ 保健に関するプログラムやプロジェクトの実施を規定、監督、評価する。
- ⑦ 感染症その他の病気に関する予防キャンペーンの実行を促す。

- ⑧ 食料品、飲料物や薬品の登録や衛生管理を行う。
- ⑨ 地方自治体政府が管理する保健施設の開発を促し、これを調整する。
- ⑩ 公立や私立の病院、クリニックや保健サービス施設の運営に関する規定を定め、その履行を監督すると共に、これら施設が認定資格を履行するよう監視する。
- ⑪ 公立や私立の保健サービス施設の管理システムの近代化を促すと共に、その整備を支援する。
- ⑫ 健康保険を提供している公立や私立の営業施設を規定、指揮、監督する。
- ⑬ 社会保障制度の一部である家族補助金の譲与を規定、指揮、監督する。
- ⑭ 内務省と調整の上、麻薬中毒患者の予防、リハビリや社会復帰に関する政策や規定を定める。

2. Viceministro de Salud (保健次官)

- ① 保健部門の総合的な発展を促す政策や規定を提案する。
- ② 保健部門の規定や基準の遂行を監視する。
- ③ 保健や栄養摂取に関する特定計画やプログラムを提案する。
- ④ 公立や私立の保健サービス施設の運営を全国規模で統制する。
- ⑤ 感染症対策プログラムの全国的な展開を奨励、調整、監督する。
- ⑥ 公立や私立の保健サービス施設の管理や認定資格の改善と近代化を促す。
- ⑦ 予防保健の活動に国民が積極参加するよう促すと共に、保健教育プログラムの実施を奨励する。
- ⑧ 食品・栄養摂取に関する制度の開発や現行化を促す。
- ⑨ 食品や薬品に関する規定を提案すると共に、その登録や衛生管理を監督する。
- ⑩ 県保健局の運営を指導し支援する。
- ⑪ 保健施設を開発する技術について、地方自治体政府を指導し支援する。
- ⑫ 専門医療機器の輸入を登録し、専門医療の運営について国民に広報する。

3. Viceministro de Prevision Social (年金次官)

- ① 社会福祉制度の開発や強化に関する政策や規定を提案し、その適用と履行を監視する。
- ② 保健サービスや健康保険の業務を提供する公立や私立の施設の運営を統制し監督する政策や規定を提案する。
- ③ 家族補助制度を管理し統制するための政策や規定を提案する。

- ④ 短期健康保険システムや保険金負担制度の利用や遂行を統制、評価、監督する政策や規定を提案する。
- ⑤ 基礎的な健康保険の開発を奨励、監督、評価する政策や規定を提案する。
- ⑥ 身体障害者や知能障害者に特殊医療を提供するシステムの設立を促すべく、その政策や規定を提案する。
- ⑦ 近代的な健康保険の運営や業務提供を奨励する。
- ⑧ 県庁や地方自治体政府が行う社会福祉活動を支援する。

I-2-10 Ministerio de Trabajo y Microempresa (労働・小規模企業省)

I-2-10-1 労働・小規模企業省の組織

労働・小規模企業省は、下記の大臣、次官や局長で編成されている。

Ministro de Trabajo y Microempresa	(労働・小規模企業大臣)
Director General de Asuntos Administrativos	(総務局長)
Director General de Asuntos Juridicos	(法務局長)
Viceministro de Relaciones Laborales	(労使関係次官)
Director General del Trabajo	(労働局長)
Director General de Asuntos Sindicales	(組合問題局長)
Director General de Seguridad Industrial	(産業安全局長)
Viceministro de Trabajo y Cooperativas	(労働次官)
Director General de Empleo	(雇用担当局長)
Director General de Cooperativas	(協同組合担当局長)
Viceministro de la Microempresa	(小規模企業次官)
Director General de Promocion	(促進局長)
Director General de Coordinacion del Microcredito	(マイクロクレジット協力担当局長)